

# すぎと

## 男女共同参画プラン

### (第6次)

自分らしさを認め合い、一人ひとりが輝けるまち

令和8年3月  
杉戸町



## 男女共同参画社会の実現を目指して

～自分らしさを認め合い、一人ひとりが輝けるまち～



杉戸町では、平成13年に「すぎと男女共同参画プラン」を策定して以来、男女共同参画社会の実現を目指した様々な取組を進めてまいりました。

この度、第5次計画期間の満了を迎えることから、令和8年度から令和12年度を期間とする「すぎと男女共同参画プラン（第6次）～自分らしさを認め合い、一人ひとりが輝けるまち～」を策定いたしました。

併せて、計画の一部は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく町の推進計画として位置付けております。近年、女性をめぐる課題は、複雑化、多様化し、様々な困難を抱える女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる女性支援強化が求められています。

急速な社会構造の変化や価値観の多様化が進む現代において、男女共同参画社会の実現は、持続可能なまちづくりに不可欠な要素です。性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりが自らの意思で人生を選択し、社会のあらゆる分野に参画できる環境を整えることが、地域全体の活力向上につながると確信しております。

計画の推進にあたり、すべての人の人権が尊重され、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、各施策を積極的に取り組んでまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、幅広い観点から貴重なご意見やご提言をいただきました「杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会」の委員の皆様、また「男女共同参画に関する住民意識調査」にご協力いただきました皆様をはじめとする多くの町民の皆様にお礼申し上げます。

令和8年3月

杉戸町長 窪田裕之



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	4
3 計画の位置付け	6
4 計画の期間	6
第2章 杉戸町の現状と課題	7
1 杉戸町の現状	9
2 すぎと男女共同参画プラン（第5次）の取組と課題	12
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	21
2 施策の体系	22
3 数値目標一覧	24
第4章 施策の展開	27
基本目標Ⅰ みんなが尊重しあうまちづくり	29
基本目標Ⅱ みんなが社会で活躍するまちづくり	35
基本目標Ⅲ みんなが安心して暮らせるまちづくり	44
第5章 計画の推進	53
資料編	57
1 「すぎと男女共同参画プラン（第5次）」策定経過	59
2 杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会設置要綱	60
3 杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会委員名簿	61
4 杉戸町男女共同参画推進会議設置要綱	62
5 関連年表	64
6 関係法令	69
7 用語の解説	103

◆文中に\*を付した語句については、103 ページ以降の「用語の解説」をご参照ください。



## 第1章 計画の策定にあたって



わが国では、日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法の下での平等の理念のもと、国際連合（以下「国連」という。）を中心とした世界的規模の取組と連動しながら、男女共同参画社会の実現を目指し、時代に合わせて様々な取組が進められてきました。

これまでの取組により、指導的地位への女性の参画拡大や、仕事と家庭の両立支援の充実などにより、\*M字カーブの底の改善等の一定の成果を上げてきました。しかし、依然として「男は仕事、女は家庭」のような\*固定的な性別役割分担意識が根強く残り、それに伴う社会慣行や制度が、男女間における賃金格差や指導的立場への男性への偏重など、様々な分野に不平等な状況をもたらしています。また、女性が非正規雇用に変換する傾向が強い\*L字カーブなどの新たな問題も発生しています。非正規労働者の増加や貧困・格差の拡大、少子高齢化といった社会問題は、男女間の不平等と無関係ではありません。

さらに、\*ドメスティック・バイオレンス（DV）や若年層における交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）、\*リベンジポルノ、職場や学校などあらゆる場面におけるハラスメントといった人権侵害も深刻な問題として認識されています。これらの課題に引き続き取り組むとともに、多様な性のあり方への理解と尊重、\*性的指向や\*性自認に関する差別（\*SOGIハラ）の防止など、新たな課題への対応も求められています。

また、近年頻発する大規模な自然災害の経験を踏まえ、避難所運営や防災組織への女性の参画促進、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策の確立が不可欠となっています。

平成11年（1999年）に公布・施行された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会は「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。この理想の社会を実現するためには、女性に焦点を当てた取組だけでなく、男性、管理職、事業者を含めた社会全体が、意識を変え、行動することが重要です。

男女共同参画社会の実現は、我が国において極めて重要な課題であり、今後、住民の身近にある地方自治体における取組がより一層重要になると考えられます。

この計画は、令和3年（2021年）3月に策定した「すぎと男女共同参画プラン（第5次）」によるこれまでの取組を踏まえ、引き続き取り組むべき課題や、社会情勢の変化から生じた新たな課題に適切に対応し、杉戸町の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

### (1) 世界の動き

国連は、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定め、女性の地位向上を求める取組を進めてきました。

平成7年(1995年)到北京で開催された第4回世界女性会議では「北京宣言」と「行動綱領」が採択され、女性の\*エンパワーメントのための具体的な指針が示されました。令和7年(2025年)はその北京会議から30年の節目である「北京+30」にあたり、同年3月に開催された第69回国連女性の地位委員会では、これまでの進捗状況と残された課題が議論されました。

平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「\*持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、17の目標と169のターゲットから成る「\*持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。そのうち目標5には、「\*ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」がうたわれており、この計画と関わりが深い項目となっています。また、令和元年(2019年)には国際労働機関(ILO)が、職場における暴力やハラスメントを全面的に禁止する初の国際条約を採択しました。これにより、労働環境におけるジェンダー平等の確保が、より強く求められるようになりました。

### (2) 国の動き

わが国では、昭和60年(1985年)に「男女雇用機会均等法」を公布し、女性差別撤廃条約の批准に向けて法整備を進めました。そして、平成11年(1999年)には、男女共同参画を国の最重要課題と位置付ける「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

この基本法に基づき、平成12年(2000年)に「男女共同参画基本計画」が策定されて以来、社会情勢に合わせて計画は見直され、その都度、新たな課題への対応が図られています。現在、男女共同参画の推進に関する施策は、令和8年(2026年)3月に策定された「第6次男女共同参画基本計画」に基づき、総合的かつ計画的に推進されています。

また、近年では平成30年(2018年)に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、政治分野におけるジェンダー平等の実現を目指す動きが加速しました。さらに令和6年(2024年)には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、女性が抱える複合的な課題への支援体制が強化されています。

しかし、令和6年(2024年)に発表された「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は148か国中118位と依然として低い順位にあります。特に「政治分野」や「経済分野」での格差が課題として指摘されており、さらなる取組の推進が求められています。

### (3) 埼玉県の動き

埼玉県では、昭和55年(1980年)に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けた取組を長きにわたって進めてきました。

その取組は、平成12年(2000年)3月に制定された「埼玉県男女共同参画推進条例」によってさらに強化され、全国の自治体の中でも早い時期に法的な基盤を確立しました。現在は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)を計画期間とする「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づき、多様な施策を総合的かつ計画的に推進しています。

活動の拠点として、平成14年(2002年)4月に設置された「男女共同参画推進センター(With You さいたま)」は、相談窓口やセミナーを通じて県民の支援を続けています。さらに、結婚や出産で離職した女性の再就職をサポートするため、「埼玉県女性キャリアセンター」も同センター内に設けられています。

令和4年(2022年)7月には「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行され、県、県民及び事業者が相互に連携し、性の多様性を尊重する環境づくりを進めています。性的指向や性自認にかかわらず一人ひとりが尊重される社会の実現を目指しています。

### (4) 町の動き

杉戸町では男女共同参画の実現を目指し、平成13年(2001年)3月に本計画の第1次計画である「すぎと男女共同参画プラン」を策定しました。策定後は社会情勢に合わせて5年毎に見直し、様々な施策を継続的に行ってきました。

平成23年(2011年)3月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を含んだ「すぎと男女共同参画プラン(第3次)」を策定しました。

平成28年(2016年)3月には、「すぎと男女共同参画プラン(第4次)」を策定し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を盛り込み、働きたい女性が十分に能力を発揮して働ける社会の実現を目指しています。

令和3年(2021年)3月の「すぎと男女共同参画プラン(第5次)」(以下「第5次プラン」という。)では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村計画として位置付けました。

今回策定の「すぎと男女共同参画プラン(第6次)」は、新たに施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村計画として位置付けます。また、策定するに先立ち、これまでの取組の成果や町民の意識などを把握するため、令和6年(2024年)9月に「男女共同参画に関する住民意識調査」(以下「意識調査」という。)を実施しました。さらに、「杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会」(以下「懇話会」という。)を開催することで、町民の意見を取り入れるとともに、国や県の動向を踏まえ、本計画を策定しました。

## 3

### 計画の位置付け

---

- (1) この計画は、男女共同参画社会の実現を目指して、町が行う施策の基本方針を示す行政計画であると同時に、町民及び町内の事業所が主体的に行動することも含めた計画です。
- (2) この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び国の「第6次男女共同参画基本計画」、「埼玉県男女共同参画推進条例」並びに「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を踏まえ策定したものです。
- (3) この計画は、「第6次杉戸町総合振興計画」及び関連計画との整合性を図り策定したものです。
- (4) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。
- (5) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- (6) この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- (7) この計画は、「意識調査」の結果や「懇話会」及び「パブリック・コメント」等の町民の意見を尊重し策定したものです。

## 4

### 計画の期間

---

この計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

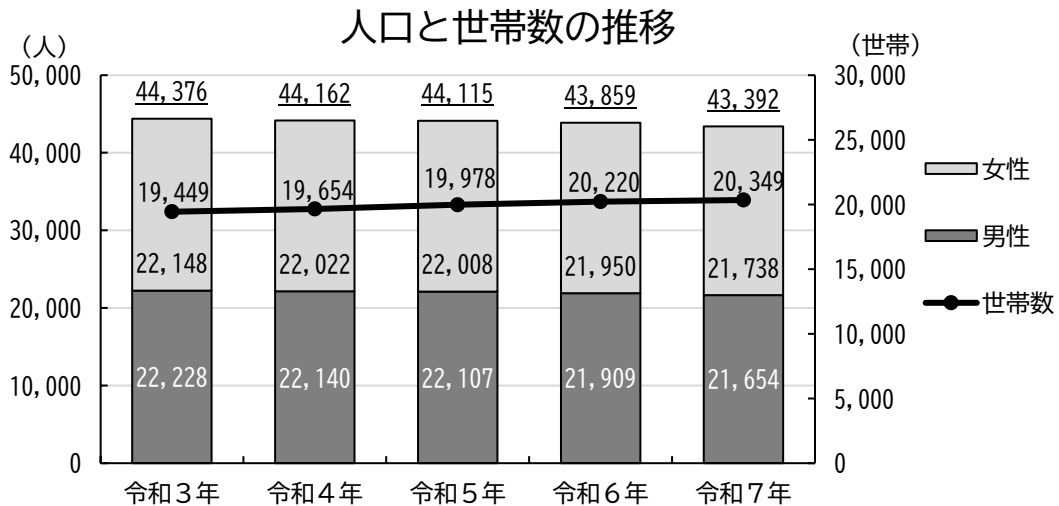
なお、社会経済環境の変化や男女共同参画に関する新たな課題への対応の必要性、計画の進捗状況など必要に応じて、計画の見直しを行います。

## 第2章 杉戸町の現状と課題



## (1) 人口と世帯数の推移の動向

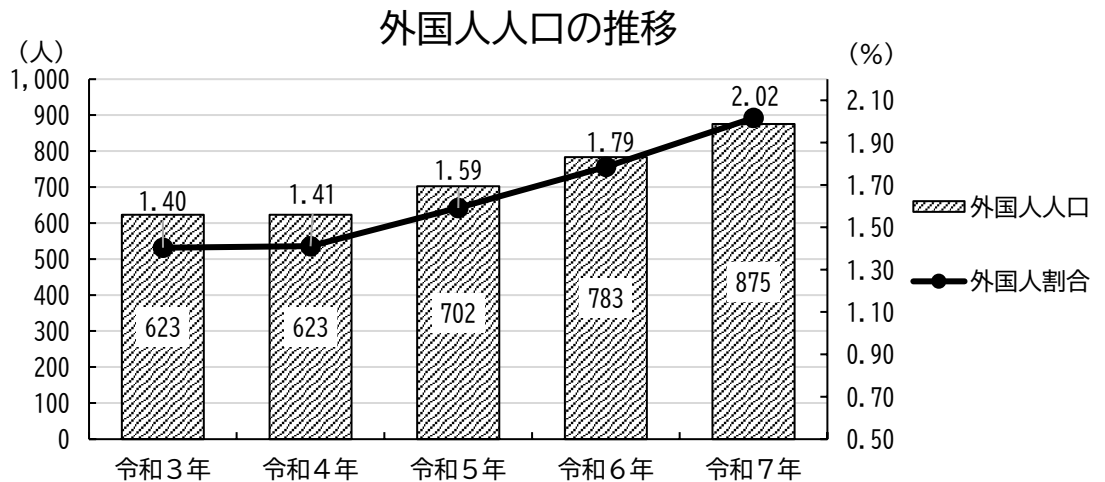
令和7年（2025年）4月1日現在、人口は43,392人、世帯数は20,349世帯となっています。町の人口は減少傾向ですが、世帯数は増加傾向にあります。



資料：丁・字別男女別人口一覧（各年4月1日）

## (2) 外国人人口の推移の動向

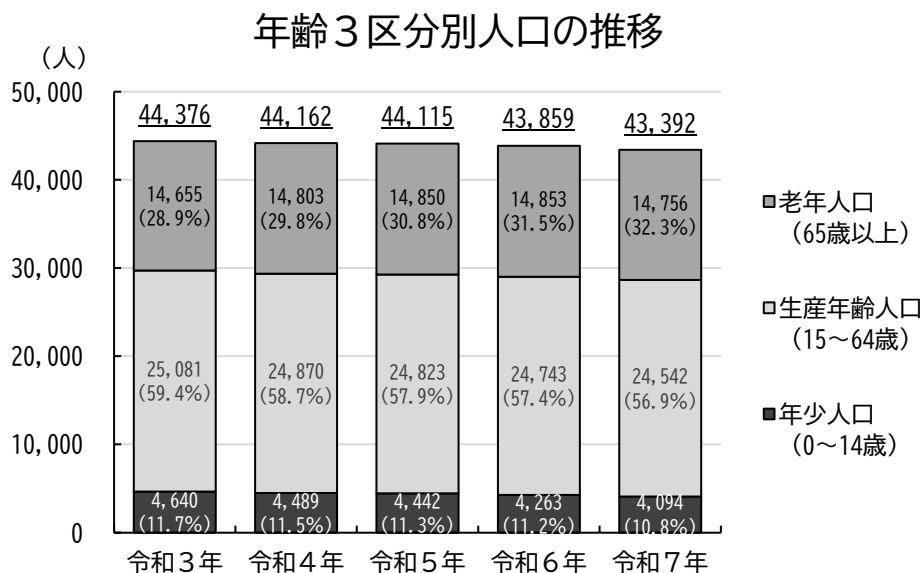
町の外国人人口は増加傾向にあり、令和7年（2025年）4月1日現在、875人となっており、町の人口に占める割合は2.02%となっています



資料：丁・字別男女別人口一覧（各年4月1日）

### (3) 年齢3区分別人口の推移と構成比

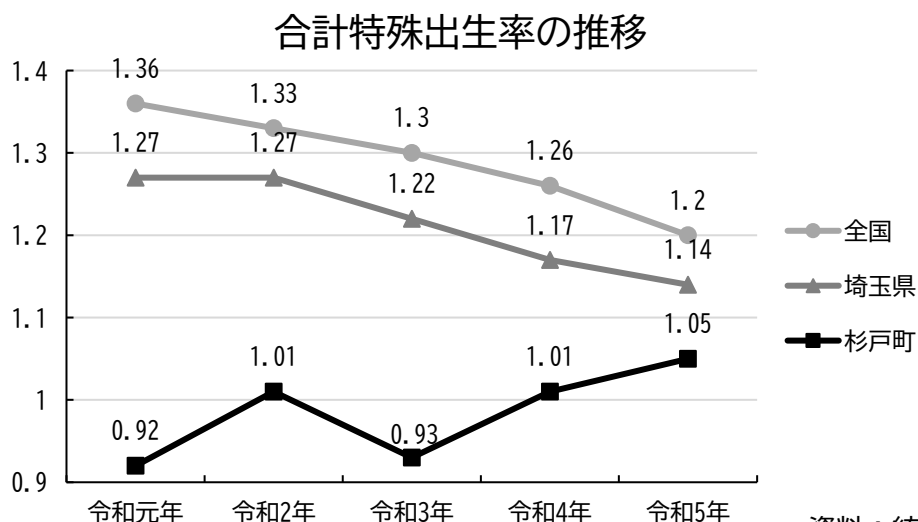
年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少しています。老年人口（65歳以上）は大きな変化はありませんが、町の人口に対する割合は増加しています。



資料：年齢別男女別人口一覧（各年4月1日）

### (4) 合計特殊出生率※の推移

町の合計特殊出生率は、令和3年（2021年）は一時的減少したものの、翌年には元の水準に戻り、全体的には増加傾向にあります。全国や埼玉県と比較すると、全体的に低い水準となっていますが、令和5年時点の町の合計特殊出生率は1.05となっており、減少傾向にある全国や埼玉県の数値に近づいています。

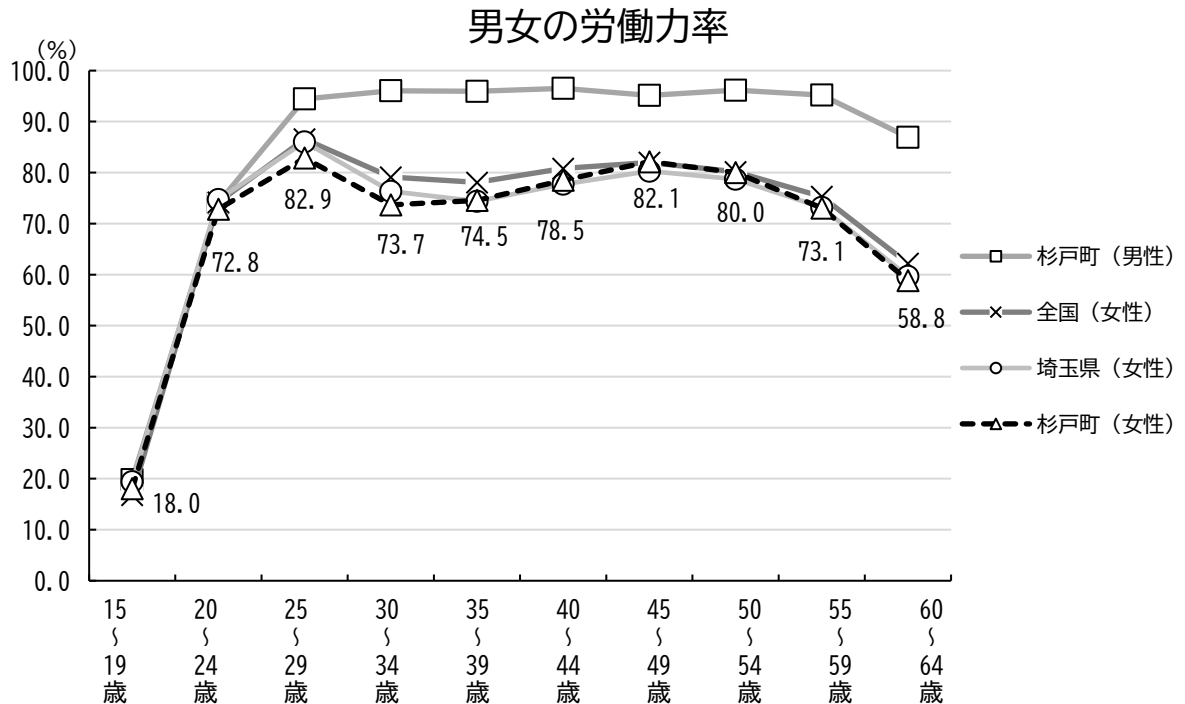


資料：統計すぎと

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

## (5) 男女の労働力率※

町の女性の5歳階級別の労働力率をみると、25～29歳と45～49歳で8割を超えています。その間の30～44歳は8割を下回っており、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。また、町の女性の労働力率は、24歳までは男性と同水準ですが、それ以降は男性が大きく上回っています。一方で、全国の女性や埼玉県的女性と同水準となっています。

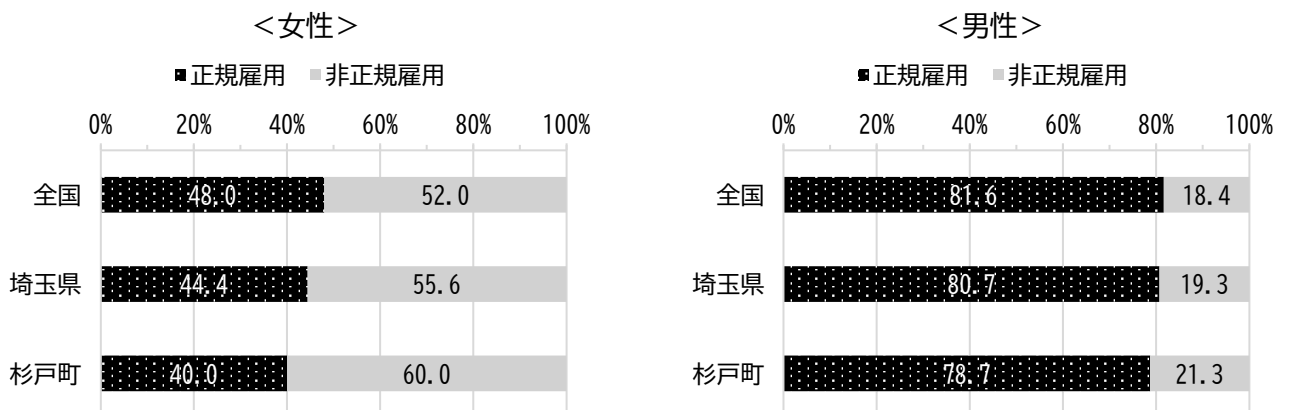


資料：令和2年（2020年）国勢調査

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合

## (6) 男女別雇用形態

就業者の従業上の地位をみると、女性では正規雇用が40.0%、非正規雇用が60.0%を占めています。男性では正規雇用が78.7%、非正規雇用が21.3%となっています。



資料：令和2年（2020年）国勢調査

## すぎと男女共同参画プラン（第5次）の取組と課題

前期計画である「すぎと男女共同参画プラン（第5次）」における事業の取組や、設定した指標目標の達成度を把握し、「すぎと男女共同参画プラン（第6次）」に向けての現況と課題を整理します。

### ■基本目標Ⅰ みんなが尊重しあうまちづくり

[指標達成状況]

指標項目	前回値	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	達成 状況
<b>固定的な性別役割分担意識</b> 「男は仕事、女は家庭」という 考え方を見直す人の割合	60.9% (令和元年度住民意識調査)	57.3%	70%	▼
<b>男女平等の意識</b> 家庭生活において、「平等にな っている」と回答した割合 (女性)	27.9% (令和元年度住民意識調査)	27.8%	33%	▼
<b>検診の充実</b> ①乳がん検診の受診率 ②子宮頸がん検診の受診率	①18.2% ②19.1%	①16% ②18.4%	①20% ②20%	▼ ▼

(注1) 前回値は、令和2年(2020年)3月31日時点となっています。

(注2) 達成状況は、「◎：目標達成」、「○：改善(前回値を上回る)」、「△：変化なし(前回値と同じ)」、「▼：低下(前回値を下回る)」となっています。

### 【主な取組】

- ◇町民に対して講座などを開催し、男女共同参画に関する情報の周知や意識啓発に努めました。令和6年度（2024年度）に実施した意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について、賛同しない人の割合は過半数を超えていますが、前回調査（令和元年度（2019年度））からは減少し、目標値を下回りました。また、家庭生活において、「平等になっている」と回答した女性の割合は、前回調査とほぼ変化していません。
- ◇児童生徒が個性や能力を生かし、主体的に進路を選択できるよう、中学生の職場体験学習「社会体験チャレンジ」や、小学校、中学校、高等学校の系統的なキャリア教育を実施するために、児童生徒が12年間、自身の学習経験や活動を記録する「キャリア・パスポート」の取組を行いました。
- ◇新型コロナウイルスの影響で乳がん検診と子宮がん検診の受診率が低下していましたが、現在はその影響もなくなり、徐々に受診率は上昇してきています。子育て中の母親が受診できるよう保育士による保育を行うなど、受診率向上に向けた取組を行いました。

### 【主な課題】

- ◇意識調査では、固定的な性別役割分担意識や男女平等意識が前回調査の割合から改善が見られませんでした。また、男女共同参画情報紙「You&I」の認知度が、前回調査から低下しています。引き続き、住民の男女共同参画意識の向上に努める必要があります。
- ◇疾病の早期発見及び早期治療を目指し、女性特有のがんである乳がん検診や子宮頸がん検診の無料クーポン券を配布する等、検診の充実に努めていますが、受診率が低い状況にあります。そのため、今後、受診率の向上を図り、生涯を通じた健康支援に努める必要があります。

## ■基本目標Ⅱ みんなが社会で活躍するまちづくり

### [指標達成状況]

指標項目	前回値	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	達成 状況
実際の夫婦の役割分担 夫婦ともに仕事・家事・育児・ 介護を行うと答えた割合 (女性)	26.6% (令和元年度住民意識調査)	24.5%	30%	▼
子育て支援の充実 子育て世代包括支援センター の年間利用者数	787人	1,360人 (令和5年度)※	825人	◎
ファミリー・サポート・センター の年間利用件数	3,066件	925件	3,219件	▼
待機児童数 ①保育園 ②放課後児童クラブ	① 18人 ② 28人 (令和2年4月1日)	① 0人 ② 0人	① 0人 ② 0人	◎ ◎
ママパパ教室の充実 ママパパ教室における男性の 参加率	33.9%	40%	35%	◎
起業家への支援 ①経営に参画する女性農業者数 ②新規女性創業件数	① 50人 ② -	① 37人 ② 22件	① 57人 ② 8件	▼ ◎
政策・意思決定過程への女性の登用 審議会等委員への女性の登用率	29.4%	32.1%	40%	○
女性人材リスト登録者数	15人	16人	20人	○
女性職員の管理職への積極的登用 役場の管理職に占める女性の割合	15.9%	12.9%	22%	▼

(注1) 前回値は、令和2年(2020年)3月31日時点となっています。

(注2) 達成状況は、「◎：目標達成」、「○：改善(前回値を上回る)」、「△：変化なし(前回値と同じ)」、「▼：低下(前回値を下回る)」となっています。

※令和6年にこども家庭センターが開設され、子育て世代包括支援センターは統合されました。

### 【主な取組】

- ◇SNSで子育て支援センター等の活動の様子を発信し、利用の促進に努め、特に父親の利用促進を狙ったイベント「パパと遊ぼう」を土曜日に開催しました。夫婦で協力して育児に取り組むため「ママパパ教室」を日曜日に開催するなどして、参加しやすい日時に設定するなどの工夫を行いました。また、「ママパパ教室」における男性の参加率は、令和元年度（2019年度）から大幅に上昇し、目標値を上回りました。若い世代には、夫婦ともに子育てをすることが浸透してきていることがわかります。
- ◇私立保育園の増設や、町立幼稚園での預かり保育開始などの、保育サービスの充実を図りました。そのため、保育園、放課後児童クラブともに待機児童は0人となっています。
- ◇令和3年度（2021年度）から男女共同参画情報誌「しごとのこころ」を発行し、町の女性起業者の取組について情報発信を行いました。女性の活躍を\*見える化することで、女性起業者の掘り起こしを行い、女性活躍の拡大を促進しました。
- ◇女性の新規創業件数は第5次プラン策定時より大きく増加しており、起業への意欲を持つ女性が多いことがわかります。女性の起業を支援するため、宮代町と共同で、起業総合支援の実施や、空き店舗棟活用事業補助金の交付などを行いました。
- ◇女性農業者の経営安定化のため、農産物の生産・加工・販売を手掛ける6次産業化にチャレンジする女性就農者や、「明日の農業担い手育成杉戸塾」で研修を重ね、将来、当町で新規就農を目指す塾生への支援を実施しました。

### 【主な課題】

- ◇男性の育児参加が進む一方で、意識調査では実際の夫婦の役割分担について、夫婦ともに仕事・家事・育児・介護を行うと答えた女性の割合が3割以下となっており、依然として家事・育児・介護などの家庭における役割は女性の負担が大きくなっています。引き続き、男性の家庭への参画を促進する取組が必要です。
- ◇ファミリー・サポート・センターのサービスの提供会員が高齢化等により激減し、サービスの提供が困難となってきています。提供会員を増やすための取組が重要です。
- ◇経営に参画する女性農業者数は、第5次プラン策定時よりも大幅に減少しています。高齢化や担い手不足、物価高騰などにより、経営維持が困難となり、女性に限らず農業従事者は減少しています。町では「明日の農業担い手育成杉戸塾」や「農のサポーター育成塾」などを運営していますが、農業に関心を持つ人への支援に関する一層の取組が必要です。
- ◇役場の管理職に占める女性の割合は、第5次プラン策定時よりも減少しています。毎年、女性のキャリアについての研修を行っていますが、昇任試験を受ける女性は減少しています。今のライフスタイルを変えたくないという女性の意見が多く、職員の意識改革が必要となっています。

## ■基本目標Ⅲ みんなが安心して暮らせるまちづくり

### [指標達成状況]

指 標 項 目	前 回 値	現 状 値 (令和6年度)	目 標 値 (令和7年度)	達 成 状 況
高齢者の生きがい支援 シニアサロン立ち上げ数	21 団体	25 団体	25 団体	◎
女性に対する暴力防止 「女性相談窓口」を知って いると回答した割合	27.8% (令和元年度住民意識調査)	29.2%	50%	○
女性相談窓口の稼働率	62%	69%	70%	○
自主防災組織への女性の参画 の促進 女性防災士の人数	2 人	2 人	5 人	△

(注1) 前回は、令和2年(2020年)3月31日時点となっています。

(注2) 達成状況は、「◎：目標達成」、「○：改善(前回値を上回る)」、「△：変化なし(前回値と同じ)」、「▼：低下(前回値を下回る)」となっています。

### 【主な取組】

- ◇高齢者の健康づくり、生きがいづくりのため、「げんきSUGI体操」の普及など、老人クラブやシニアサロンの活動を支援しました。シニアサロンの立ち上げ数は、目標値を達成し、25か所になりました。
- ◇町民や役場職員を対象に、女性に対する暴力防止に関する研修や講座等を実施しました。また、DV被害者ネットワーク会議を開催するなど関係機関と連携し、DV被害者の保護と自立への支援体制を充実させました。
- ◇DVをはじめとする女性の悩みについて、相談体制を充実するため、女性相談員やカウンセラーによる相談を実施しました。また、役場関係各課をはじめ、福祉事務所や警察などの関係機関と連携を図り、DV防止と被害者の支援に取り組みました。

### 【主な課題】

- ◇意識調査では、「杉戸町女性相談窓口」の認知度は約3割にとどまっており、長年、認知率が低い状況が続いています。窓口の周知に努め、認知度を上げて必要な人が利用できるようにすることが必要です。
- ◇「杉戸町女性相談窓口」で受けた相談のうち、DVに関する相談は6割以上を占めています。意識調査でもDVの被害経験があるとの回答が依然として見受けられることから、男女ともに、DVについての正しい理解と意識啓発を促進し、DVの根絶に取り組む必要があります。
- ◇近年、大規模な自然災害が頻発しており、避難所の開設・運営、環境整備におけるニーズにこたえるためには、女性の視点を取り入れることが必要不可欠です。防災力の向上には男女ともに参画することが重要です。



## 第3章 計画の基本的な考え方



男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、その実現を 21 世紀における最重要課題と位置付けています。

わが国では、今後さらなる少子高齢化・人口減少に直面し、それに伴う経済成長力の低下、さらに人間関係の希薄化など、社会情勢が大きく変動していくことが見込まれます。このような社会情勢の変化に対応するためには、男性の家庭への参画促進や、あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画、多様な視点を取り入れた地域づくりなど、だれもが互いに認め合い、協力していくことが重要となります。

杉戸町では、すべての人がお互いを尊重し、多様な生き方や価値観を認め合えるまちづくりを目指します。

そこで、

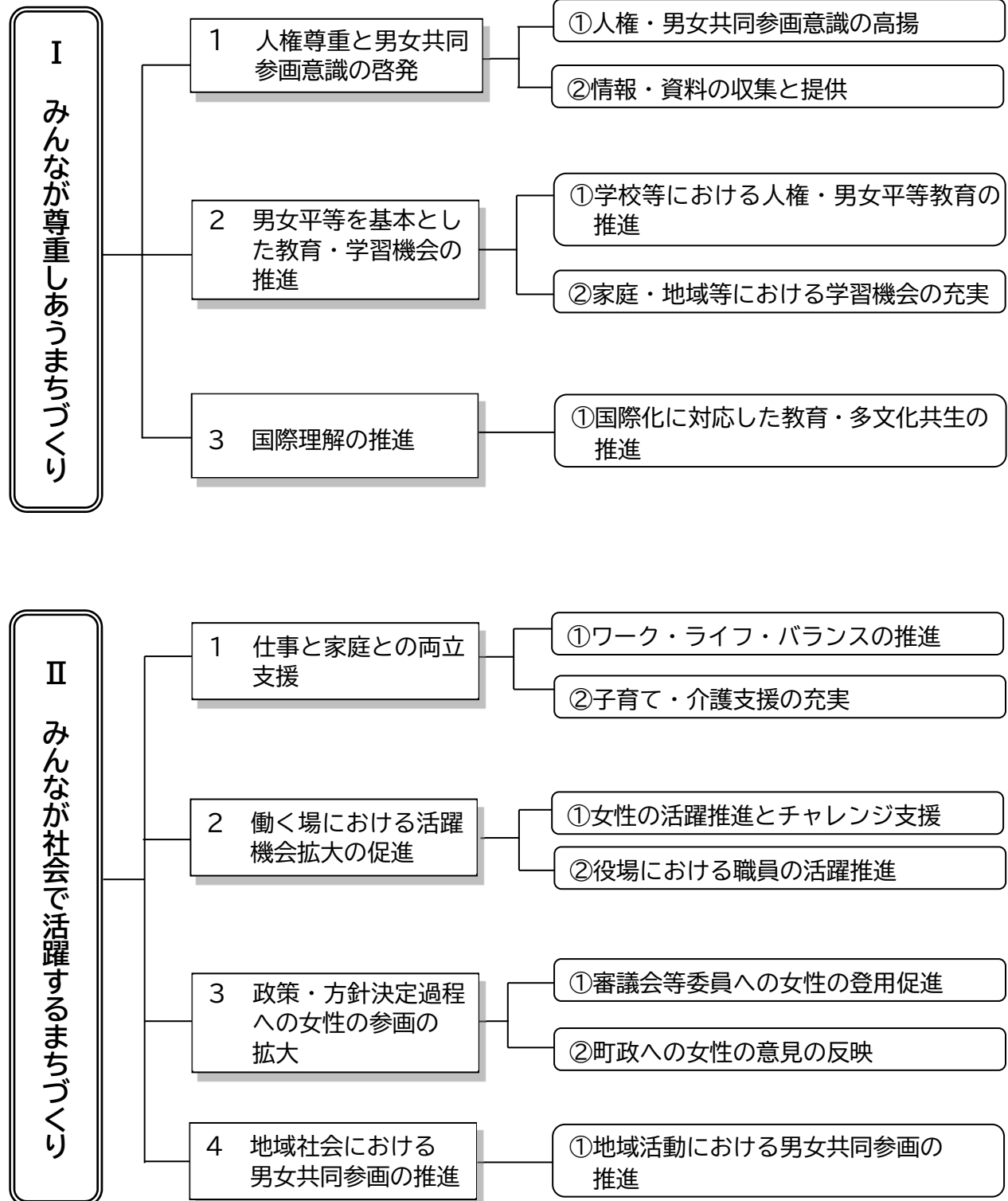
## 自分らしさを認め合い、一人ひとりが輝けるまち

を基本理念とし、男女共同参画社会実現に向けての取組を推進します。

## 基本目標

## 施策の方向

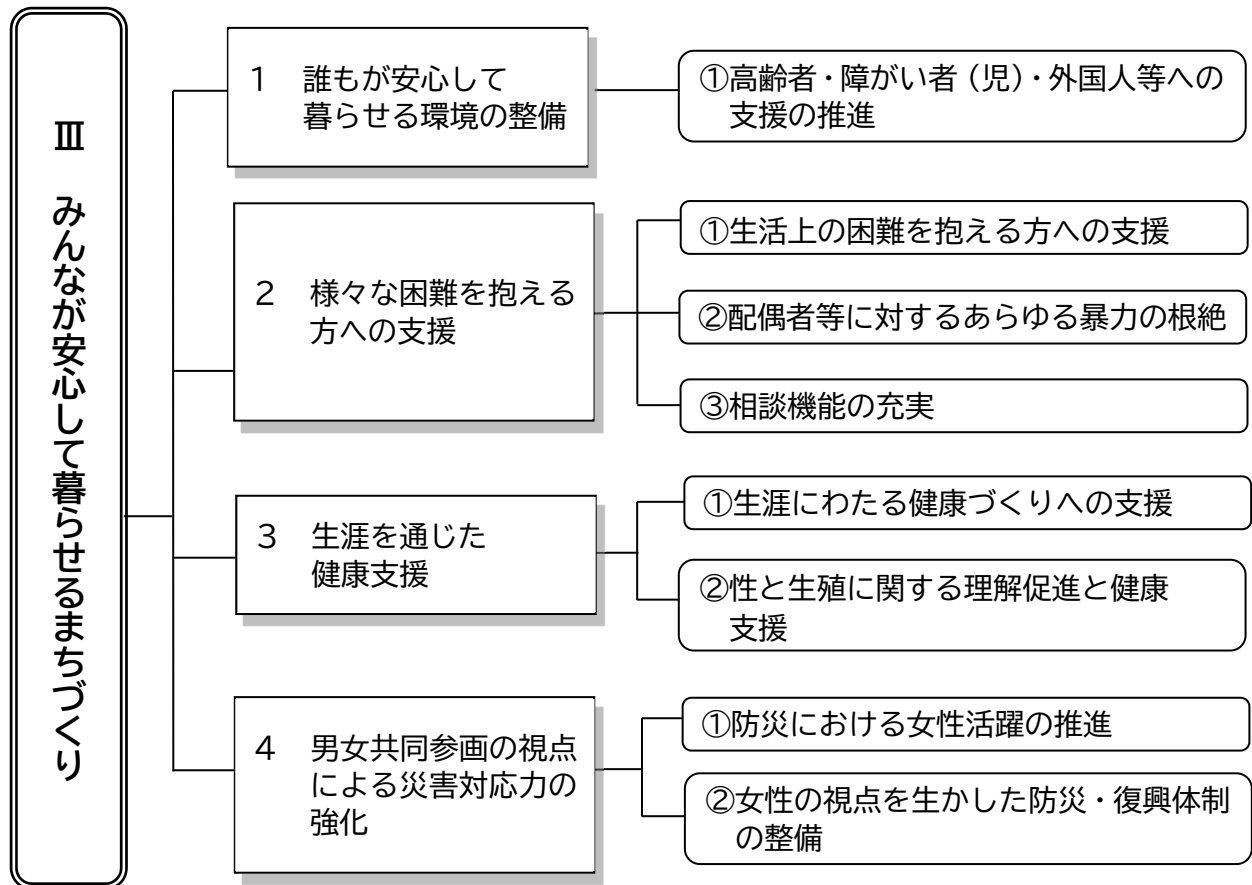
## 施策



## 基本目標

## 施策の方向

## 施策



※基本目標Ⅱ 施策の方向2は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村計画に位置付けています。

※基本目標Ⅲ 施策の方向2は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村計画に位置付けています。

## 数値目標一覧

本計画に基づく施策を推進するために、各基本目標に指標を設定し、進捗状況を管理します。

### ■基本目標Ⅰ みんなが尊重しあうまちづくり

新規	指標項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
	固定的な性別役割分担意識 「男は仕事、女は家庭」という考え方を見直す人の割合	57.3% (住民意識調査)	70%
	男女平等の意識 家庭生活において、「平等になっている」と回答した割合(女性)	27.8% (住民意識調査)	33%

### ■基本目標Ⅱ みんなが社会で活躍するまちづくり

新規	指標項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
	実際の夫婦の役割分担 夫婦ともに仕事・家事・育児・介護を行うと答えた割合(女性)	24.5% (住民意識調査)	30%
○	子育て支援の充実 ①子育て交流会パパと遊ぼうの参加人数	51人	75人
	②待機児童数 A) 保育園 B) 放課後児童クラブ	A) 0人 B) 0人	A) 0人 B) 0人
	ママパパ教室の充実 ママパパ教室における男性の参加率	40%	45%
	起業家への支援 新規女性創業件数	22件	32件
	政策・意思決定過程への女性の登用 ①審議会等委員への女性の登用率	① 32.1%	① 40%
	②女性人材リスト登録者数	② 16人	② 20人
○	働きやすい職場環境 ①男性職員の育児休暇取得率	① 50% <sup>※</sup> (令和3～6年度平均取得率)	① 85%
○	②配偶者出産休暇と育児参加休暇の平均取得日数	② 2日	② 5日
	女性職員の管理職への積極的登用 役場の管理職に占める女性の割合	12.9%	22%

※年度によって取得人数に大きな差があるので、第5次プラン中(令和3～6年度)の実績の平均値となっています。

■基本目標Ⅲ みんなが安心して暮らせるまちづくり

新規	指 標 項 目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
○	<b>女性に対する暴力防止</b> ①「女性相談窓口」を知っていると回答した割合（女性）	① 35% (住民意識調査)	① 50%
	②DVの防止研修・啓発講座等受講者の理解度	② 84%	② 90%
	<b>検診の充実</b> ①乳がん検診の受診率	① 16%	① 20%
	②子宮頸がん検診の受診率	② 18.4%	② 20%
	<b>自主防災組織への女性の参画の促進</b> 女性防災士の人数	2人	5人



杉戸町マスコットキャラクター  
すぎぴょん



## 第4章 施策の展開



## 現状と課題

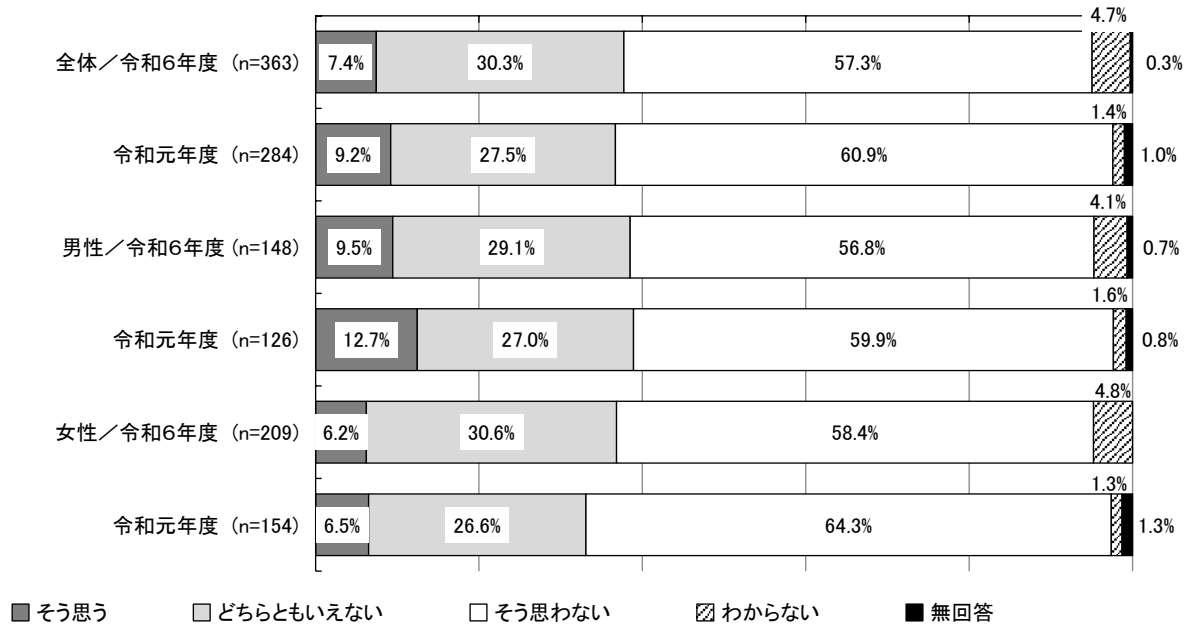
男女共同参画社会とは、すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が、男女共同参画社会の実現における大きな障壁の一つとなっています。固定的な性別役割分担意識は、近年では解消傾向にありますが、依然として家事・育児・介護といった家庭内の負担は、女性に大きく偏っているのが現状です。

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みは、幼少の頃から長年にわたり形成され、親や学校の先生などの身近な人間関係から影響を受けていると考えられています。そのため、幼少期から発達段階に応じて、人権尊重・男女平等の視点に立った指導や教育を行い、性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要です。成人に対しても、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた取組を行う必要があります。

また、性別だけでなく、性的指向、性自認、人種、年齢など、個々人が持つ様々な違いや個性を理解し、尊重しあうことも必要です。

国・県・町の男女共同参画施策は、国連をはじめとする国際的な動きと連動して進められています。そのため、国際社会での男女共同参画の課題や取組、日本とは異なる男女の役割や家族のあり方などを知り、理解することも大切です。国際理解の促進に努めるとともに、男女共同参画の国際的な動向について情報を収集し、提供に努めます。また、町内に在住する外国人が暮らしやすい環境を整備し、地域における交流活動を支援します。

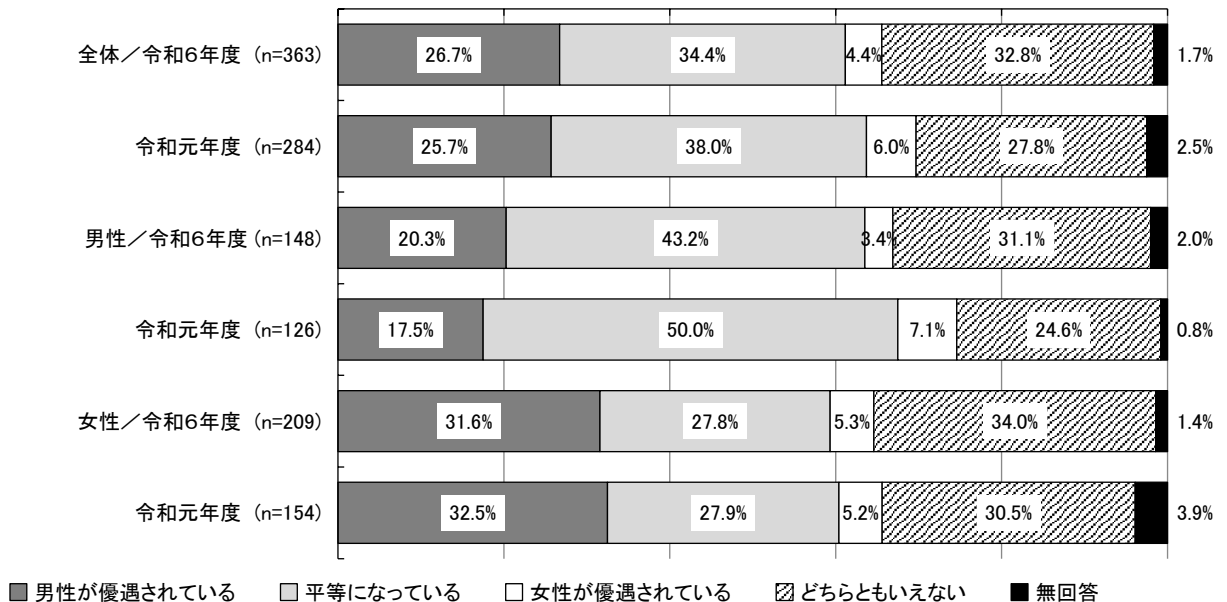
## ■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方



資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「そう思わない」と感じる人の割合は、令和元年度調査結果から減少していますが、57.3%と過半数を占めており、固定的な性別役割分担意識が解消傾向にあることがうかがえます。しかし、「そう思う」と感じる人の割合を見ると、男性の方が女性より「そう思う」と感じる人が多く、考え方に男女差が見られます。

## ■ 家庭生活における男女平等の意識



資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

【家庭生活の場】で「平等になっている」は、令和元年度調査結果から男女とも減少しています。また、女性の方が男性より「男性が優遇されている」と感じる人が多く、女性の方が不平等感を感じています。

数値目標

(再掲)

新規	指標項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
	<b>固定的な性別役割分担意識</b> 「男は仕事、女は家庭」という考え方を見直す人の割合	57.3% (住民意識調査)	70%
	<b>男女平等の意識</b> 家庭生活において、「平等になっている」と回答した割合(女性)	27.8% (住民意識調査)	33%

TOPIC

アンコンシャス・バイアス～無意識の思い込み～

「アンコンシャス・バイアス」とは、自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれます。例えば「家事や育児は女性が中心」「管理職は男性が向いている」といった考えが、知らず知らずのうちに判断に影響することがあります。

アンコンシャス・バイアスは誰もが持っているもので、完全になくすことは容易ではありません。誰にでも起こりうるものであると理解し、意識した行動を心がけることが大切です。

## 施策の方向1 人権尊重と男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会の実現には、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識の解消が不可欠です。性別や性的指向・性自認に関わらず、互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できるよう、人権尊重の意識を社会全体で高める取組を進めます。講座や研修会の実施、広報紙等を活用した情報発信を通じた啓発活動を推進し、国や県の動向や先進事例などの情報も提供することで、町全体の意識改革と環境づくりを進めていきます。

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

### ◆施策①人権・男女共同参画意識の高揚

番号	事業	推進区分	担当課等
1	人権・男女共同参画意識に関する講座等の開催 基本的人権や男女共同参画についての認識を深められるよう、研修会や講演会、街頭啓発を含めた幅広い啓発活動を行います。	継続 重点	人権・男女共同参画推進課 社会教育課
2	性の多様性への理解促進 多様な性の在り方への理解を深めるために、講座や研修等を実施し、人権意識の高揚を図ります。	継続 重点	人権・男女共同参画推進課
3	男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 広報紙、町ホームページ等の各種媒体を活用し、町民への啓発活動を行います。また、媒体に使用するイラスト等は、男女共同参画の視点に立った表現とし、町民意識の高揚を図ります。	継続	人権・男女共同参画推進課 秘書広報課

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

### ◆施策②情報・資料の収集と提供

番号	事業	推進区分	担当課等
4	男女共同参画情報の発信 男女共同参画に関する意識啓発と情報提供を行うため、すぎと男女共同参画推進町民スタッフ会議を開催し、町民と連携しながら、男女共同参画に関する情報を「You&I」等で発信します。	継続	人権・男女共同参画推進課
5	男女共同参画の関連情報の収集と提供 男女共同参画意識を高めるため、国・県等から情報を収集するとともに、その提供を行います。また、図書館においては、男女共同参画コーナーにおける資料や図書の充実を図ります。	継続	人権・男女共同参画推進課 社会教育課 (生涯学習センター)

## 施策の方向2 男女平等を基本とした教育・学習機会の推進

学校教育では、発達段階に合わせた人権・男女平等教育を行い、性別に関係なく個性や能力を伸ばせる指導を行います。また、家庭や地域社会に向けた学習機会を提供し、男女共同参画意識を高めることで、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支援します。

継続：継続・拡充して実施する事業  
 新規：新たに実施する事業  
 重点：重点的に実施する事業

### ◆施策①学校等における人権・男女平等教育の推進

番号	事業	推進区分	担当課等
6	<b>人権を尊重する教育の充実</b> 児童生徒や園児に対し、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性、性の多様性などについて教育の充実を図ります。また、教職員等が人権尊重と男女共同参画意識を高められるよう、講演会や研修会への教職員等の参加を推進します。	継続 重点	学校教育課 子育て支援課
7	<b>性の尊重と健康を重視する教育の充実</b> 児童生徒の発達段階に応じて、相互の性を尊重する教育の内容を充実します。	継続 重点	学校教育課
8	<b>個性や能力を生かした進路指導の充実</b> 性別によって、進路を固定的に考えたり将来への可能性を判断したりすることのないように、児童生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力、態度を身に付けられるよう、個性を生かした進路指導の充実を図ります。	継続 重点	学校教育課

継続：継続・拡充して実施する事業  
 新規：新たに実施する事業  
 重点：重点的に実施する事業

### ◆施策②家庭・地域等における学習機会の充実

番号	事業	推進区分	担当課等
9	<b>町民に対する男女共同参画の学習機会の提供</b> 町民の生涯にわたる学習を支援するため、情報の提供に努めます。また、働く方や子育て中の男女が参加しやすいよう、日時・場所（オンライン講座等）を工夫します。 ・まなびっチャーズと塾 ・生涯学習に関する講座 ・町民大学・子ども大学等	継続（拡充） 重点	社会教育課 （生涯学習センター） 関係各課

### 施策の方向3 国際理解の推進

男女共同参画についての国際社会の取組への理解を深めるため、教育機会を設け、関連情報の収集・提供を幅広く行います。また、町内在住の外国人が孤立せず、安心して暮らせるよう、地域における交流活動や生活支援を強化していきます。

継続：継続・拡充して実施する事業  
 新規：新たに実施する事業  
 重点：重点的に実施する事業

#### ◆施策①国際化に対応した教育・多文化共生の推進

番号	事業	推進区分	担当課等
10	<b>国際社会の理解のための教育の推進</b> 外国語教育における言語活動を通じて、児童生徒の国際社会におけるコミュニケーション能力を育成するとともに、国際的な潮流について、理解を深めます。	継続	学校教育課
11	<b>国際社会の理解のための学習機会の提供</b> 男女共同参画に関する国際的な動きを理解するための図書や各種情報を収集・提供します。	継続	社会教育課 (生涯学習センター)
12	<b>国際理解と多文化共生の推進</b> 町内に在住する外国人が地域コミュニティで円滑なコミュニケーションがとれるよう、交流活動を推進します。また、言葉や習慣の違いなど、日常生活の不便を解消するため、日本語教室を充実します。	継続	住民協働課



杉戸町マスコットキャラクター  
**すぎぴょん**

## 現状と課題

男女共同参画社会の実現には、仕事や家庭、社会のあらゆる場において、誰もが個性と能力を十分に発揮できる環境が不可欠です。固定的な性別役割分担による考え方は、男性を長時間労働に、女性を家事・育児・介護の担い手へと向かわせる一因となっています。意識調査を見ても、多くの人が夫婦の役割分担は「夫婦ともに仕事・家事・育児・介護を行う」ことを理想としながらも、「夫婦ともに仕事をし、家事・育児・介護は主に妻が行う」ことが実態となっています。同じく意識調査から、各種休暇制度の取得に抵抗を感じている人が多いと考えられます。

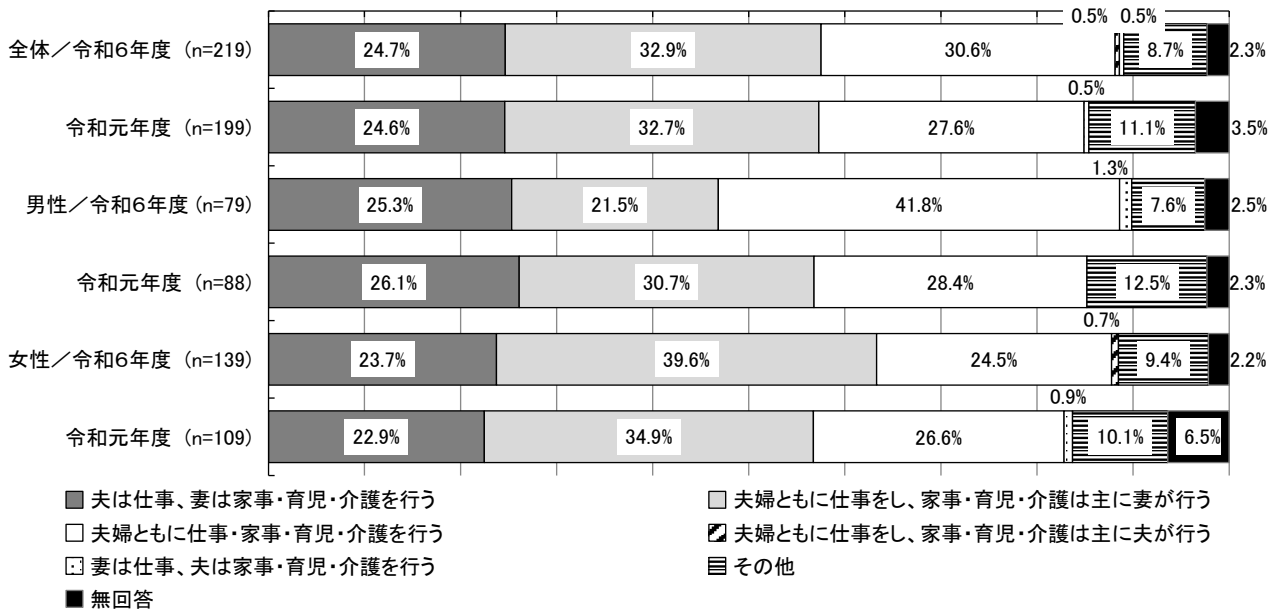
一方で、ここ数年、出産や育児を理由に正社員の職を離れる女性は減り、今後も女性正社員の割合は増えると予想されます。しかし、育児休業から復帰した人が、育児のために短時間勤務や時間的な制約のある働き方を選ぶケースが増えています。そのため、時間制約の有無にかかわらず、誰もが公平に評価・昇進できるような制度や、キャリアアップにつながる機会を提供することが重要になっています。

また、仕事と介護を両立する「ワーキングケアラー」は増加しており、今後も高齢化によってさらに増える見込みです。中には、幼い子どもの育児と家族の介護を同時に担う「ダブルケア」をする人もいます。そうした状況でも、依然として家事や育児、介護の負担が女性に偏っているのが現状です。\*ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、取り分け男性の働き方や意識改革が重要となっています。そのほか、事業者や経営者等の意識啓発や、職場環境の改善にも取り組む必要があります。

国は、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう取組を進めてきました。指導的地位への女性の参画を拡大することは、男女が平等に活躍できる社会をつくり、社会全体の多様性と活力を高めるための重要な課題です。町の管理職に占める女性の割合は低くなっているため、女性の管理職への昇任意欲の向上を図り、女性の積極的な登用を推進し、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めていく必要があります。また、地域活動の場においても、意思決定の場への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を反映するため、女性リーダーの育成や女性役員の登用を推進することが不可欠です。ライフスタイルの変化や少子高齢化により、地域活動の担い手が不足していることから、地域活動における男女共同参画が求められています。

女性の活躍は行政や地域活動だけでなく、経済分野においても重要となっています。近年、女性の起業家は増加傾向にあり、町でも女性起業家の発掘と支援を行っています。誰もが能力を発揮し、活躍できるまちづくりを行っていくことが必要です。

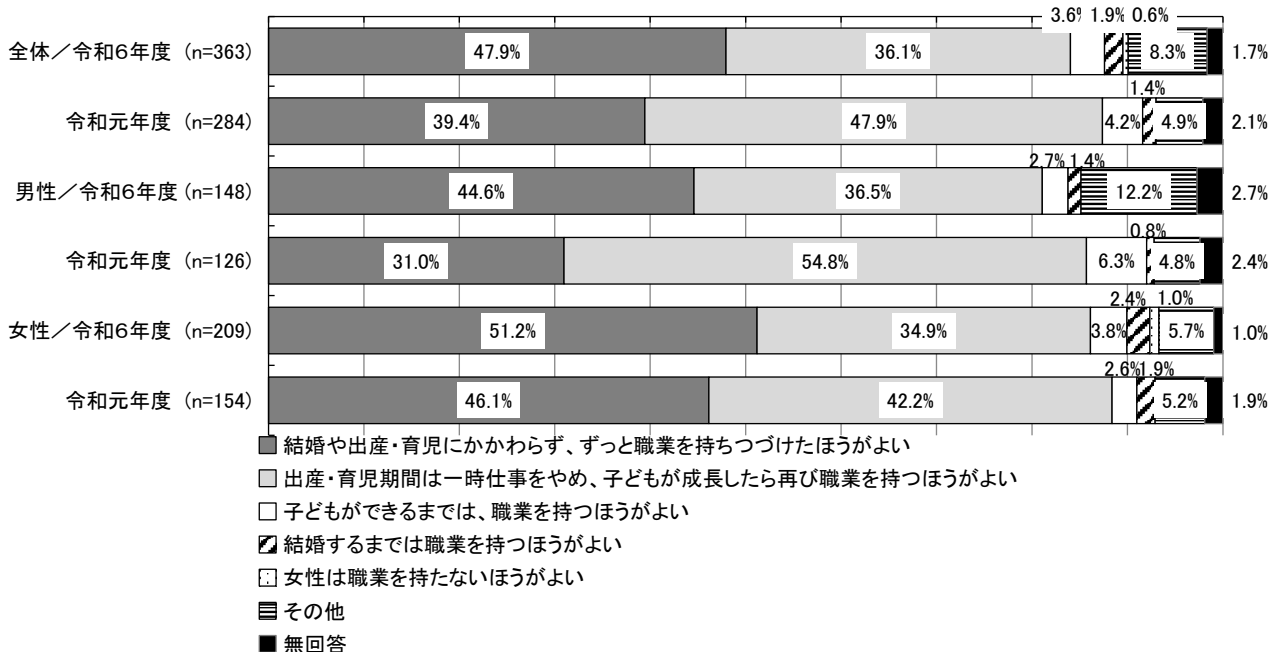
## ■実際の夫婦の役割分担（結婚している方からの回答）



資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「夫婦ともに仕事をし、家事・育児・介護は主に妻が行う」の割合が32.9%で最も高くなっています。令和元年度と比較すると、「夫婦ともに仕事をし、家事・育児・介護は主に妻が行う」は女性が増加していますが、男性では低下し「夫婦ともに仕事・家事・育児・介護を行う」が増加していることから、男女間で認識にギャップがあることが分かりました。

## ■女性が職業を持つことについて

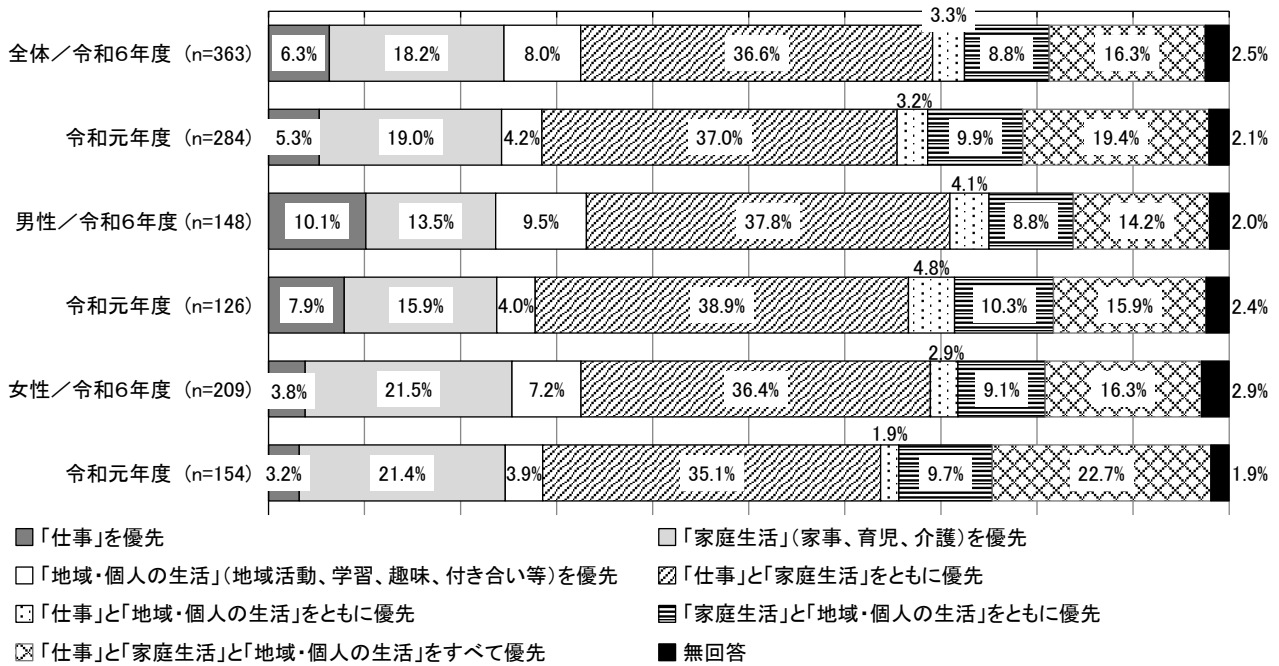


資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

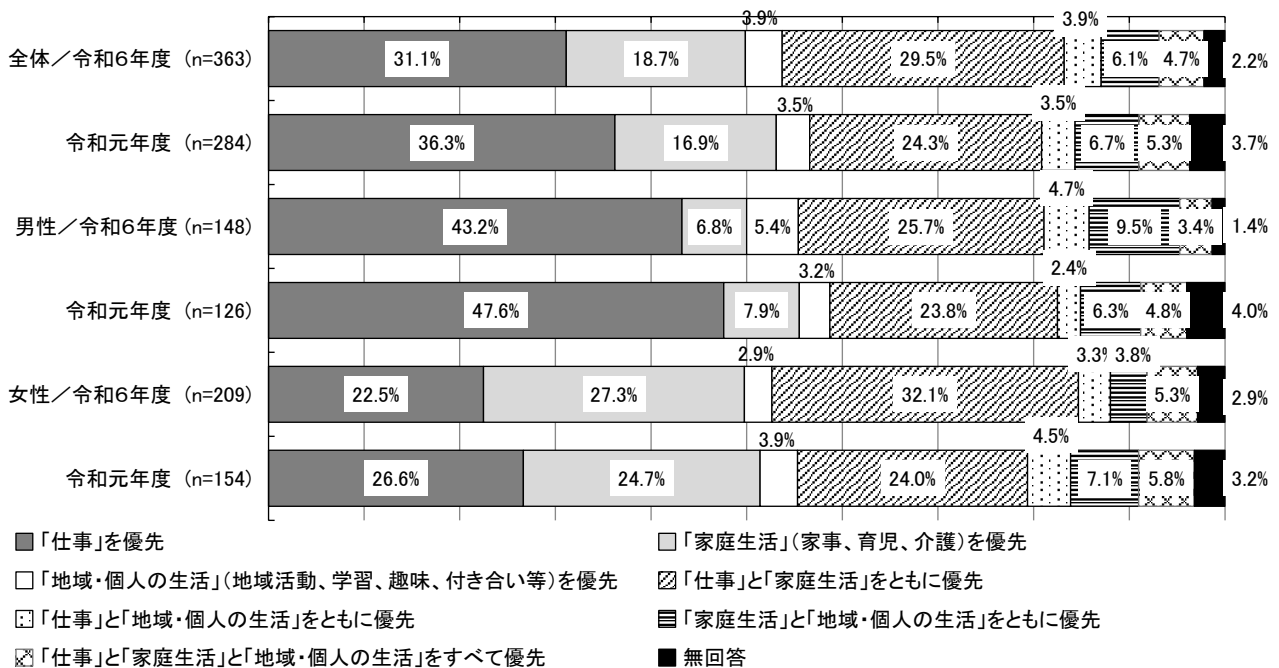
「結婚や出産・育児にかかわらず、ずっと職業を持ちつづけたほうがよい」は令和元年度調査結果から男女ともに増加しています。男性の「出産・育児期間は一時仕事をやめ、子どもが成長したら再び職業を持つほうがよい」は、令和元年度から大きく減少しており、男女の考え方に差がなくなってきました。

## ■生活の中での優先順位

### 【理想】



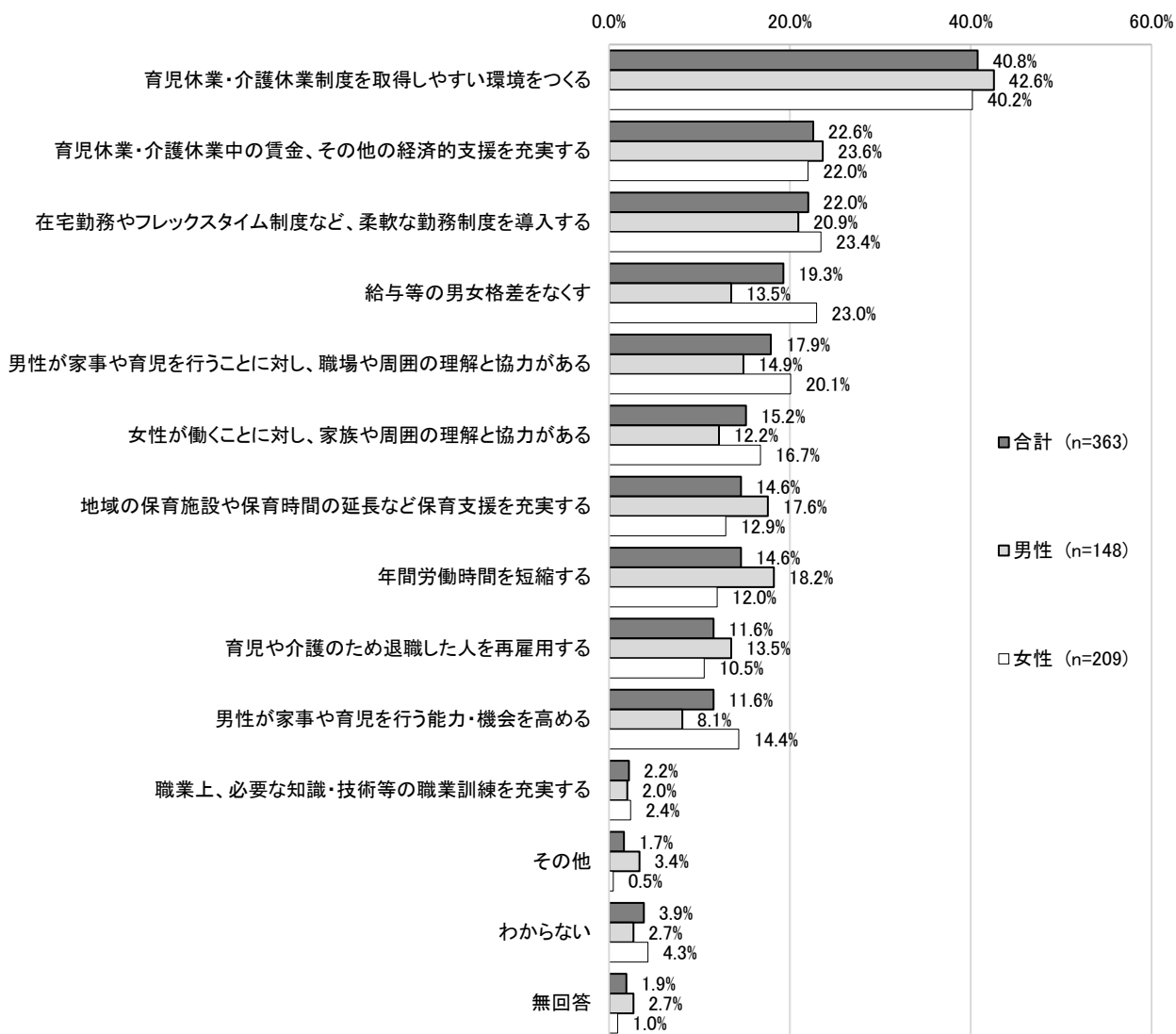
### 【現実】



資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

【理想】については男女ともに「仕事と家庭生活をともに優先」が最も多い割合となっています。しかし【現実】では、男性は「仕事を優先」が43.2%と半数近くを占め、女性では「仕事を優先」と「家庭生活を優先」をあわせると49.8%となっており、「仕事」か「家庭生活」のどちらか一方を優先せざるを得ない状況であることがうかがえます。

## ■男女が仕事と家庭を両立していくための条件



資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「育児休業・介護休業制度を取得しやすい環境をつくる」が男女ともに求められています。次いで、「育児休業・介護休業中の賃金、その他経済的支援を充実する」、「在宅勤務やフレックスタイム制など、柔軟な勤務制度を導入する」ことなどが多くなっています。女性では「給与等の男女格差をなくす」が男性よりも1割近く高くなっていることから、平等になっていないと感じている人が多くいることがうかがえます。

数値目標

(再掲)

新規	指標項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
	<b>実際の夫婦の役割分担</b> 夫婦ともに仕事・家事・育児・介護を行うと答えた割合(女性)	24.5% (住民意識調査)	30%
○	<b>子育て支援の充実</b> ①子育て交流会パパと遊ぼうの参加人数	51人	75人
	②待機児童数 A) 保育園 B) 放課後児童クラブ	A) 0人 B) 0人	A) 0人 B) 0人
	<b>ママパパ教室の充実</b> ママパパ教室における男性の参加率	40%	45%
	<b>起業者への支援</b> 新規女性創業件数	22件	32件
	<b>政策・意思決定過程への女性の登用</b> ①審議会等委員への女性の登用率	① 32.1%	① 40%
	②女性人材リスト登録者数	② 16人	② 20人
○	<b>働きやすい職場環境</b> ①男性職員の育児休暇取得率	① 50% <sup>※</sup> (令和3~6年度平均取得率)	① 85%
○	②配偶者出産休暇と育児参加休暇の平均取得日数	② 2日	② 5日
	<b>女性職員の管理職への積極的登用</b> 役場の管理職に占める女性の割合	12.9%	22%

5※年度によって取得人数に大きな差があるので、第5次プラン中(令和3~6年度)の実績の平均値となっています。

## 施策の方向1 仕事と家庭との両立支援

男性が今まで以上に家事・育児等に参画できるように、ワーク・ライフ・バランスについて、町内の事業所に対して関連法規の周知や情報発信を行い、職場における管理職や周囲の理解を促進し、働きやすい職場づくりを推進します。さらに、女性の負担を減らすため、子育て・介護支援の充実を図ります。

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

### ◆施策①ワーク・ライフ・バランスの推進

番号	事業	推進区分	担当課等
13	<p><b>男性の家事・育児等への参画促進</b> 男女ともに仕事と生活の調和のとれた豊かな生き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を推進するとともに、子育て支援施設等において、男性が参加できる家事・育児などに関する講座等の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て交流会パパと遊ぼう、ママパパ教室の充実など</li> </ul>	新規 重点	子育て支援課 健康支援課 関係各課
14	<p><b>事業所等に対する啓発の推進</b> 男女が対等なパートナーとして働く環境が整うよう、町内の事業所等に対して男女共同参画意識の啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・*セクシュアル・ハラスメント等の防止</li> <li>・*ポジティブ・アクションの推進</li> </ul>	継続	産業振興課

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

### ◆施策②子育て・介護支援の充実

番号	事業	推進区分	担当課等
15	<p><b>子育て支援の充実</b> 核家族化の進行等の社会状況の変化やニーズの多様化に対応できるよう、子育て支援の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育サービスの充実</li> <li>・こども家庭センターの運営・充実</li> <li>・子育て支援センターの運営・充実</li> <li>・こども誰でも通園制度の整備</li> <li>・放課後児童クラブの充実</li> </ul>	継続（拡充） 重点	子育て支援課 健康支援課 教育総務課 (放課後児童クラブ)
16	<p><b>在宅生活支援の充実と人材の確保と育成</b> 在宅介護が継続していけるよう、地域包括支援センターを中心に介護者への助言や必要なサービスについての情報提供を行います。また、介護人材確保のため、生活支援員の育成や、地域での支え合いを推進し、在宅介護の充実に努めます。</p>	継続 重点	高齢介護課

## 施策の方向2 働く場における活躍機会拡大の促進

役場や町内事業者への情報提供と意識啓発を行い、働く場における男女間格差の解消に努めます。また、職場環境を改善することで、男性の育児休業取得や女性管理職の登用を促進し、性別にかかわらず活躍できる職場づくりを目指します。

起業する人に対して支援を行うとともに、活躍する女性を広報紙などで情報発信し、さらなる女性の起業を啓発します。

継続：継続・拡充して実施する事業  
 新規：新たに実施する事業  
 重点：重点的に実施する事業

### ◆施策①女性の活躍推進とチャレンジ支援

番号	事業	推進区分	担当課等
17	<b>商工団体女性部及び消費者団体への支援</b> 商工会女性部・くらしの会など、商工団体及び消費者団体の女性の活動を支援します。	継続	産業振興課
18	<b>女性農業者の育成と支援</b> 「明日の農業担い手育成杉戸塾」の運営を通じ、新規就農希望者の自立経営を支援します。また、農業の技術向上、農産物の生産から加工・販売まで手掛ける6次産業化など、経営に参画する女性の取組を支援します。また、家族みんなが働きやすい就業環境にするため、「*家族経営協定」の締結を促進します。	継続 重点	産業振興課
19	<b>起業者の発掘と支援</b> 関係機関等と連携を図りながら、起業への意欲を持つ人、起業した人に対し、情報提供や起業支援を行います。	継続 重点	産業振興課
20	<b>女性活躍の見える化の推進</b> 農業、商工業に従事する女性の取組や活躍を、広報紙や町ホームページなどの媒体を通じ、若い世代などに向け、積極的に情報発信することで、女性起業家等の掘り起こしを行い、女性活躍の拡大を図ります。	継続 重点	産業振興課 人権・男女共同 参画推進課

継続：継続・拡充して実施する事業  
 新規：新たに実施する事業  
 重点：重点的に実施する事業

◆施策②役場における職員の活躍推進

番号	事業	推進区分	担当課等
21	<b>働きやすい職場環境の整備</b> 男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法等の周知を行い、就業規則等への反映を呼びかけます。また、男性職員の育児休業等の各種制度の活用を推進するほか、柔軟な働き方を促します。	継続	総務課
22	<b>女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用</b> 職員の採用・配置・育成にあたって、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない職域の拡大を促進します。また、女性職員の意識改革を積極的に進めるとともに管理監督者として活躍できる職場環境を整備します。	継続 重点	総務課
23	<b>あらゆるハラスメント等の防止</b> 庁内におけるセクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントを防止するため、職員研修の充実を図ります。	継続 重点	総務課

**施策の方向3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大**

意思決定の場へ女性の視点を取り入れるために、候補となる人材リストを作成し、各種審議会等へ女性の積極的登用を促します。

また、女性が町政に対して意見提案をしやすい環境を整備し、多くの女性の声が町政に反映されるよう取り組みます。

継続：継続・拡充して実施する事業  
 新規：新たに実施する事業  
 重点：重点的に実施する事業

◆施策①審議会等委員への女性の登用促進

番号	事業	推進区分	担当課等
24	<b>審議会等委員への女性の登用</b> 各種審議会等委員への女性の登用を促進し、令和12年度（2030年度）までに女性委員の割合を40%以上とするよう努めます。また、すべての審議会等に女性委員が登用されるよう、委員の選出方法等について検討します。	継続 重点	総合政策課 関係各課
25	<b>女性人材リストの充実及び活用</b> 女性委員の候補となる人材を発掘し、女性人材リストへの新規登録を促します。また、登録者に向けて講座等の情報提供を行いながら、女性人材リストが積極的かつ有効に活用されるよう努めます。	継続（拡充）	人権・男女共同参画推進課 関係各課

継続：継続・拡充して実施する事業  
 新規：新たに実施する事業  
 重点：重点的に実施する事業

### ◆施策②町政への女性の意見の反映

番号	事業	推進区分	担当課等
26	<b>意見提案を気軽に出せる環境づくり</b> 町長への手紙やインターネットをはじめとする様々な方式で、多くの女性が町政に対して意見提案しやすい環境づくりを進めます。 ・町長への手紙 ・パブリックコメントの実施	継続	秘書広報課 関係各課
(22)	<b>女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用（再掲）</b> 職員の採用・配置・育成にあたって、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない職域の拡大を促進します。また、女性職員の意識改革を積極的に進めるとともに管理監督者として活躍できる職場環境を整備します。	継続 重点	総務課

## 施策の方向4 地域社会における男女共同参画の推進

すべての町民があらゆる地域活動に主体的に参加・貢献できるように、情報提供や、団体への支援を進めます。

また、町民参画と地域協働のまちづくりを進めるために、固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、行政区や自治会活動等において男女の視点が反映されるよう、女性リーダーの育成を推進します。

継続：継続・拡充して実施する事業  
 新規：新たに実施する事業  
 重点：重点的に実施する事業

### ◆施策①地域活動における男女共同参画の推進

番号	事業	推進区分	担当課等
27	<b>行政区や自治会活動等における女性リーダーの育成・登用の促進</b> 行政区長等を通じ、自治組織への加入を促進するとともに、女性リーダーの育成・登用を図るための意識啓発、働きかけを積極的に推進します。	継続	住民協働課
28	<b>高齢者の地域活動の充実</b> 仲間づくり、生きがいづくりのための活動を拡充し、スポーツ・趣味の活動や就労促進を通じた高齢者の社会参画を支援します。	継続	高齢介護課
29	<b>多様なコミュニティ活動の推進</b> ボランティア活動やNPO活動、地域交流活動など、町民を中心とする多様な活動の育成・援助を行い、地域社会の活性化と町民の社会参画を支援します。また、多様なコミュニティ活動に関する情報や活動の場を提供します。	継続	住民協働課 福祉課 (社会福祉協議会)
30	<b>文化・スポーツ活動の推進</b> 公民館活動や文化祭等、各種スポーツイベント・教室等の開催を通じ、心身の健康の増進を図るとともに、性別に関わらず誰もが参加できる文化活動及びスポーツ活動の普及に努めます。	継続	社会教育課

## 現状と課題

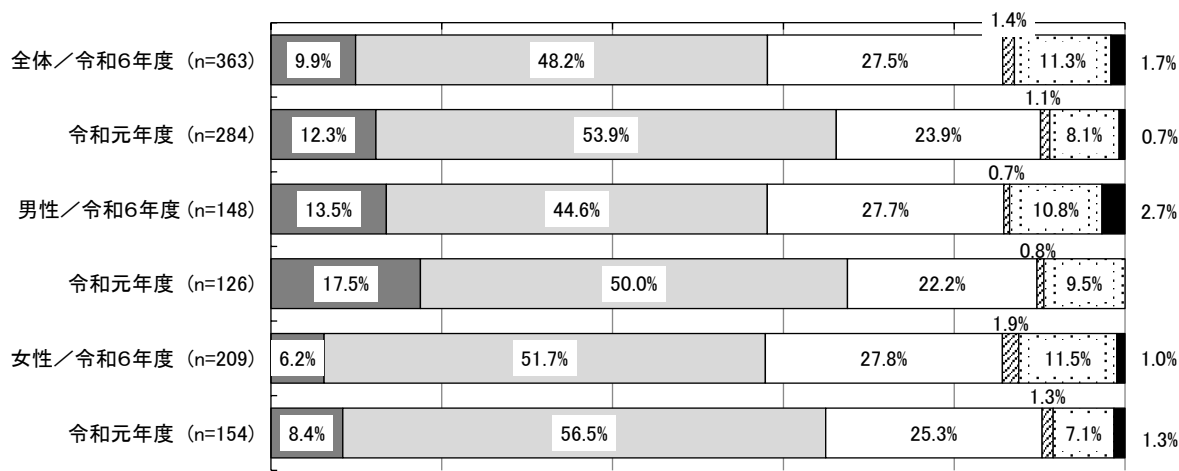
日本社会は少子高齢化がさらに進行し、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年問題に直面しています。これに伴い、医療・介護・労働力不足といった問題がより一層深刻化しており、介護の現場では、80代の親が50代の子どもの生活を支える\*「8050問題」や、子どもや若者が家族の世話を担う\*「ヤングケアラー」の増加が顕著です。誰もが地域で孤立することなく、健康寿命を延ばし、希望を持って暮らせる社会を実現するための支援が求められています。

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害、家庭関係の破綻など複雑化、多様化、複合化しています。こうした複合的な問題を抱える女性を支援するため、令和6年に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は、従来の法律に代わり、困難な問題を抱える女性が自立できるよう、国・県・町・民間団体が連携し、支援するものです。これにより、各自治体の女性支援センターなどを通じて、相談支援や一時的な居場所の提供、経済的・就労支援、子育て支援などが一体的に行われ、女性の尊厳を尊重し、本人の意思に基づく自立を促すことが目指されています。

また、男性と女性は、それぞれ異なる健康上の課題を抱え、その課題が顕在化する時期も異なります。真の意味で男女共同参画社会を築くには、お互いが自身の、そして相手の身体の特長や健康課題について正しく理解することが不可欠です。その上で、それぞれの特性に合わせた健康サポートを充実させていく必要があります。

さらに、大規模災害の発生は、とりわけ、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが懸念されます。近年、大規模な自然災害が頻発し、避難所等において女性のニーズに配慮した対応が十分ではなく、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組に課題が残っています。このため、災害対応において男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める必要があります。

## ■介護についての希望

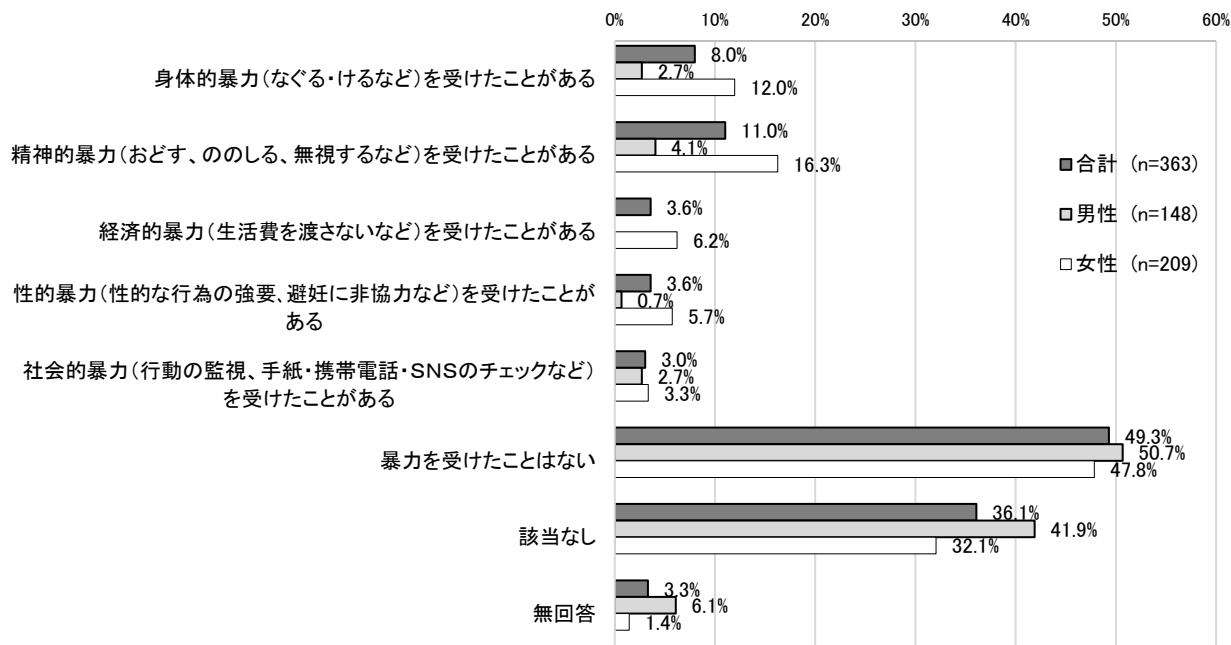


- 家族や近隣、友人に支えられながら、できる限り在宅で暮らしたい
- 介護サービスを利用しながら、できる限り在宅で暮らしたい
- 福祉施設(特別養護老人ホームや有料老人ホームなど)に入り、介護を受けたい
- ▨ その他
- わからない
- 無回答

資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

全体では「介護サービスを利用しながら、できる限り在宅で暮らしたい」が48.2%で最も多くなっています。男性と比較すると、女性では「家族や近隣、友人に支えられながら、できる限り在宅で暮らしたい」が低くなっていることから、家族などに負担をかけたくないという希望がうかがえます。

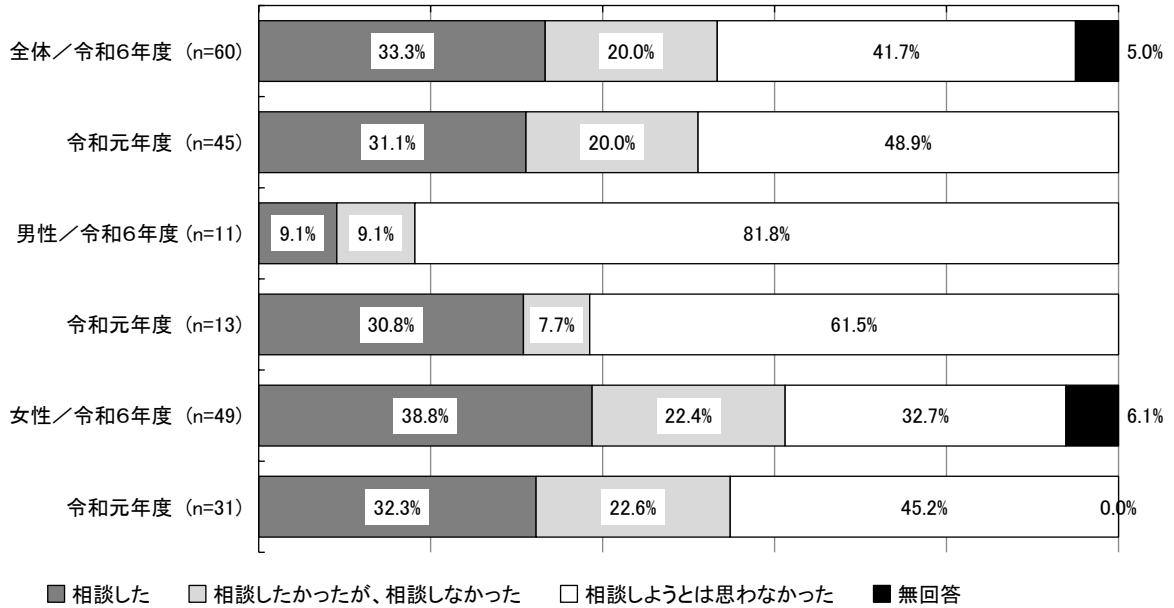
## ■受けた暴力の種類



資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「精神的暴力」、「身体的暴力」を受けたことのある女性は1割を超えています。また、どの項目でも女性のほうが男性よりも被害経験が多くなっています。

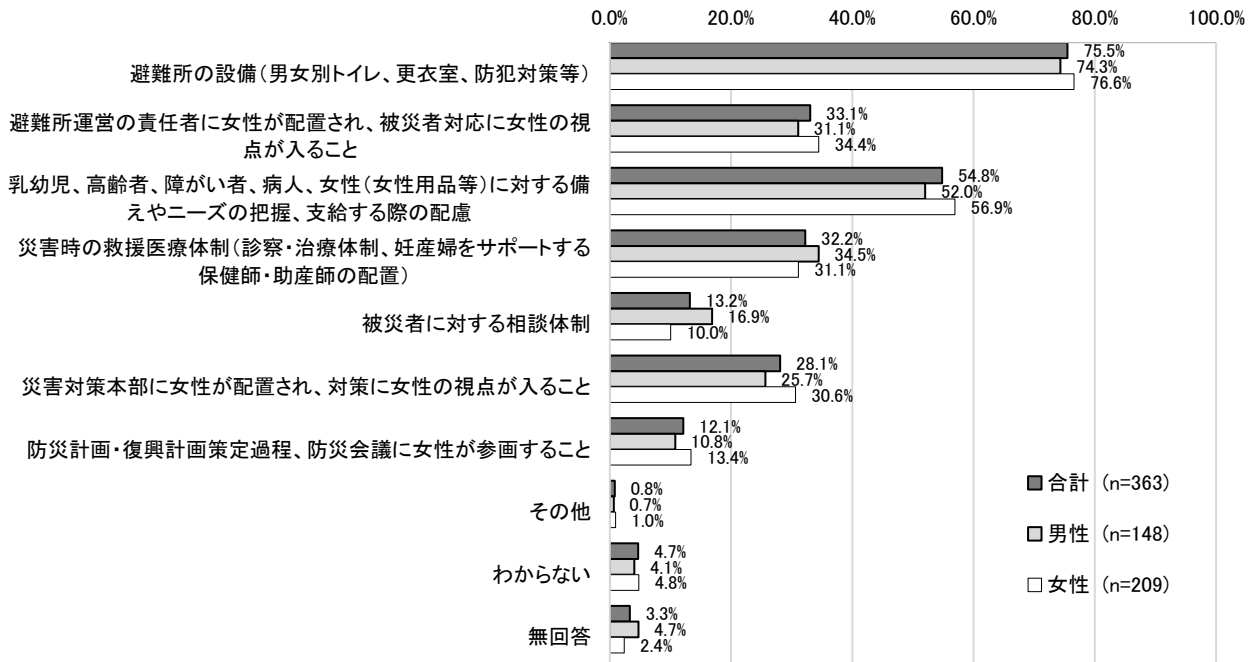
## ■ DVについての相談状況



資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「相談しようとは思わなかった」が約4割、「相談したかったが、相談しなかった」が2割、「相談した」は約3割と、実際に相談した人は少ない状況です。

## ■ 防災・災害復興対策で性別の配慮が必要だと思う取組



資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「避難所の設備（男女別トイレ、更衣室、防犯対策等）」、「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性（女性用品等）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が特に求められています。

数値目標

(再掲)

新規	指標項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
○	女性に対する暴力防止 ①「女性相談窓口」を知っていると回答した割合(女性)	① 35% (住民意識調査)	① 50%
	②DVの防止研修・啓発講座等受講者の理解度	② 84%	② 90%
	検診の充実 ①乳がん検診の受診率	① 16%	① 20%
	②子宮頸がん検診の受診率	② 18.4%	② 20%
	自主防災組織への女性の参画の促進 女性防災士の人数	2人	5人



～すぎと男女共同参画情報紙～「しごとのこころ」

P.36 基本目標Ⅱ 事業番号20「女性活躍の見える化の推進」の取組

## 施策の方向1 誰もが安心して暮らせる環境の整備

少子高齢化の進展により、要介護者の増加と介護の担い手不足に対応するため、地域での支え合いを促し、介護サービスを充実させることで、高齢者の生活を支えます。

また、障がいのある方については、社会参加や交流の機会を増やし、必要な支援や環境を整備することで、地域での自立した生活を支援します。

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

### ◆施策①高齢者・障がい者（児）・外国人等への支援の推進

番号	事業	推進区分	担当課等
31	<b>高齢者福祉施策の充実</b> 高齢者が心身ともに生き生きと充実した生活を送れるよう、高齢者の活動を支援します。 ・在宅生活支援の充実 ・介護予防の充実 ・すぎと高齢者よろず電話相談	継続（拡充）	高齢介護課
(28)	<b>高齢者の地域活動の充実（再掲）</b> 仲間づくり、生きがいくりのための活動を拡充し、スポーツ・趣味の活動や就労促進を通じた高齢者の社会参画を支援します。	継続	高齢介護課
32	<b>障がい者（児）福祉施策の充実</b> 障がい者（児）の社会参加や交流を促進する事業を実施します。また、障がい者（児）の高齢化・重度化や「親亡き後」の生活の安心を見据えて、地域全体で支える仕組みを構築する地域生活支援拠点の着実な運営を図ります。また、全ての人に使いやすい*ユニバーサルデザインの考え方に対する理解を進め、町内公共施設等への導入を促進します。	継続	福祉課 (社会福祉協議会)
(12)	<b>国際理解と多文化共生の推進（再掲）</b> 町内に在住する外国人が地域コミュニティで円滑なコミュニケーションがとれるよう、交流活動を推進します。また、言葉や習慣の違いなど、日常生活の不便を解消するため、日本語教室を充実します。	継続	住民協働課

## 施策の方向2 様々な困難を抱える方への支援

貧困や孤立、就労困難などの様々な困難を抱える方が、将来にわたり困難が固定化しないよう、経済的支援や福祉支援等の施策を推進します。

あらゆる暴力を許さないまちづくりを推進し、暴力防止のため講座の開催や若年層に対しても研修を行います。また、関係機関と連携し、被害者の支援を行います。

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

### ◆施策①生活上の困難を抱える方への支援

番号	事業	推進区分	担当課等
33	ひとり親家庭等への支援の充実 母子家庭、父子家庭、養育者家庭に対し、児童扶養手当制度、ひとり親家庭等医療費支給制度について周知します。	継続	子育て支援課
34	福祉資金の貸付等の充実 支援が必要な世帯に対し生活相談・支援を行いつつ、安心した生活が送れるように各種福祉資金の貸付を行います。	継続	福祉課 (社会福祉協議会)

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

### ◆施策②配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

番号	事業	推進区分	担当課等
35	暴力防止に対する理解促進 暴力は重大な人権侵害であるとの認識のもと、DVをはじめ児童や高齢者への虐待など、あらゆる暴力の予防と根絶に向けて、広く町民に対する意識啓発を行います。 ・デートDV防止研修の充実 ・二次的被害の防止研修・講座等	継続 重点	人権・男女共同参画推進課
(23)	あらゆるハラスメント等の防止(再掲) 庁内におけるセクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントを防止するため、職員研修の充実を図ります。	継続 重点	総務課
36	関係機関との協働と連携強化 DV被害者の保護と自立への支援のため、庁内関係各課をはじめ関係機関との連携を図り、支援体制を充実します。 ・DV被害者支援ネットワーク会議	継続 重点	人権・男女共同参画推進課

継続：継続・拡充して実施する事業  
 新規：新たに実施する事業  
 重点：重点的に実施する事業

### ◆施策③相談機能の充実

番号	事業	推進区分	担当課等
37	<b>女性相談窓口の充実</b> 配偶者等からの暴力をはじめ、女性の悩み全般について相談できる窓口を充実させ、町ホームページやチラシ等を活用した広報の充実を図ります。	継続 重点	人権・男女共同 参画推進課

## 施策の方向3 生涯を通じた健康支援

男女それぞれの性や身体的特性に関する正しい知識の普及に努めます。

ライフステージごとの健康課題に合わせた支援を実施し、生涯を通じた男女の健康支援を充実させます。

継続：継続・拡充して実施する事業  
 新規：新たに実施する事業  
 重点：重点的に実施する事業

### ◆施策①生涯にわたる健康づくりへの支援

番号	事業	推進区分	担当課等
38	<b>各種健康診査等の充実</b> 疾病の早期発見及び早期治療を目指し、各種健康診査等の充実努めます。また、個々に合わせた保健指導を行い、健康に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防及び改善に努めます。 ・ 特定健康診査 ・ がん検診	継続 重点	町民課 健康支援課
39	<b>女性特有の病気に対する検診の充実</b> 女性特有のがん検診（乳がん・子宮頸がん）や、骨粗しょう症検診の充実努めます。	継続 重点	健康支援課
40	<b>ライフステージに応じた健康教育の充実</b> ライフステージに応じた健康教育や、男女の特性に応じた健康支援を実施し、生涯を通じた健康づくりを支援します。	継続	健康支援課
41	<b>健康相談の充実</b> 健康に関する相談に個別で対応するとともに、より健康的な生活を送れるよう、必要な指導や助言を行います。	継続 重点	健康支援課

継続：継続・拡充して実施する事業  
 新規：新たに実施する事業  
 重点：重点的に実施する事業

#### ◆施策②性と生殖に関する理解促進と健康支援

番号	事業	推進区分	担当課等
42	<b>母子保健事業の充実</b> 妊婦や胎児の健康管理を図るため、妊婦健康診査を実施します。健やかな妊娠や出産のために、保健指導の充実を図り、健康管理をサポートします。また、妊娠・出産・育児についての健康教育や体験学習を行うとともに、家族計画に関する正しい知識の提供を行います。 ・母子健康手帳交付時の保健指導 ・妊婦健康診査 ・ママパパ教室	継続	健康支援課
43	<b>不妊治療等に対する支援</b> 不妊治療・不妊検査、不育症検査を実施した夫婦に対して、費用の一部を助成します。	継続	健康支援課

### 施策の方向4 男女共同参画の視点による災害対応力の強化

避難所運営や自主防災組織への女性の参画など、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実を図ります。

継続：継続・拡充して実施する事業  
 新規：新たに実施する事業  
 重点：重点的に実施する事業

#### ◆施策①防災における女性活躍の推進

番号	事業	推進区分	担当課等
44	<b>女性消防団員活動の活性化</b> 男女共同参画の視点に立った啓発活動や防災訓練を行うなど、女性消防団員活動の活性化を図ります。	継続	危機管理課
45	<b>自主防災組織への女性の参画の促進</b> 地域の自主防災組織の活動において、女性の視点を取り入れ、男女が共同して取り組む体制を充実させるため、女性防災士の養成や女性の参画促進を図ります。	継続 重点	危機管理課

継続：継続・拡充して実施する事業  
 新規：新たに実施する事業  
 重点：重点的に実施する事業

#### ◆施策②女性の視点を生かした防災・復興体制の整備

番号	事業	推進区分	担当課等
46	<b>女性視点の避難所運営の推進</b> 災害発生時に男女共同参画の視点に立った避難所運営が可能となるように、女性の視点やニーズを取り入れるとともに、災害時に備えるための訓練等の充実を図ります。	継続 重点	危機管理課



## 第5章 計画の推進



## (1) 庁内推進体制の充実

計画を総合的かつ効果的に遂行するため、男女共同参画推進会議において、各事業の進行管理を行い、施策の推進を図ります。

- ・全庁的な計画の推進

この計画の基本理念を生かし、男女共同参画が実現できるよう関係各課と連携を図り、全庁的に計画を推進します。

- ・事業の進捗状況の管理

毎年度、計画に基づく事業の進捗状況を調査し、その結果を全庁で共有します。また、計画の目標達成に向け、取組の達成状況の評価を行い、事業を継続的に改善あるいは充実させる手法であるPDCAサイクルを活用しながら、効果的・効率的に事業を推進します。

## (2) 町民・事業者等との協働による計画の推進

男女共同参画社会の形成は基本的人権の尊重にかかわる問題であり、町民全体の課題であることから、町民及び事業者と行政との協働による計画の推進が必要です。したがって、行政との連携を図りながら主体的に男女共同参画の推進に取り組む町民及び事業者等を支援します。

- ・町民との協働

啓発の促進のため、行政と連携を図りながら主体的に情報発信に取り組む「すぎと男女共同参画推進町民スタッフ」の活動を支援します。

- ・計画策定・見直しにおける町民との協働

計画の策定・見直しにおいては、幅広く町民の意見を聴き、プランに反映させるため、「杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会」を設置します。

## (3) 国・県など関係機関との連携・協力

男女共同参画社会の形成に向けた取組を行っていくうえで、国や県、近隣市町との連携・協力は不可欠です。国や県、近隣市町との連携をさらに深め、情報交換等を進めていくことにより、杉戸町の男女共同参画の一層の推進を図ります。

- ・他団体主催研修会等への参加

国・県や近隣市町が主催する研修会、フォーラムなどに積極的に参加します。

- ・国・県等への要望

法制度の更なる充実や計画推進のために必要な支援などを要望していきます。



資料編



# 1 「すぎと男女共同参画プラン（第6次）」策定経過

<令和6年度（2024年度）～令和7年度（2025年度）>

年 月 日	事 項	内 容
令和6年9月2日 ～9月27日	・杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査実施	・対象：町内に居住する18歳以上の男女 ・回収率：36.3%
令和7年6月18日	・第1回男女共同参画推進会議 幹事会	・住民意識調査結果報告 ・プラン策定スケジュールについて
令和7年6月27日	・第1回男女共同参画推進会議	・住民意識調査結果報告 ・プラン策定スケジュールについて
令和7年7月15日	・第1回男女共同参画社会づくり懇話会	・懇話会設置要綱について ・住民意識調査結果報告 ・プラン策定スケジュールについて
令和7年8月21日	・第2回男女共同参画社会づくり懇話会	・すぎと男女共同参画プラン(第6次) 骨子(案)について ・現行プランの現状と課題についての意見交換
令和7年9月22日	・第2回男女共同参画推進会議 幹事会	・すぎと男女共同参画プラン(第6次) 素案について
令和7年10月1日	・第2回男女共同参画推進会議	・すぎと男女共同参画プラン(第6次) 素案について
令和7年10月30日	・第3回男女共同参画社会づくり懇話会	・すぎと男女共同参画プラン(第6次) 素案について
令和7年11月6日	・第3回男女共同参画推進会議(書面開催)	・すぎと男女共同参画プラン(第6次) 素案について
令和7年12月6日 ～令和8年1月5日	・パブリックコメント実施	・すぎと男女共同参画プラン(第6次) 素案に対する意見募集
令和8年1月22日	・第4回男女共同参画推進会議(書面開催)	・すぎと男女共同参画プラン(第6次) 原案の審議
令和8年2月4日	・第4回男女共同参画社会づくり懇話会(書面開催)	・すぎと男女共同参画プラン(第6次) 原案の審議
令和8年3月17日	・政策会議	・計画決定

## 2 杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会設置要綱

令和7年2月13日  
告示第32号

(設置)

第1条 すぎと男女共同参画プラン(第6次)(以下「プラン」という。)の策定に当たり、幅広く関係団体及び住民の意見を聴き、プランに反映させるため、杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に係る調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る施策に関すること。
- (3) その他プランの策定に関し、必要と認められること。

(委員)

第3条 懇話会は委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画に関し高い識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 一般公募者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(アドバイザー)

第4条 懇話会にアドバイザーを置き、必要に応じ意見等を求めることができる。

2 アドバイザーは、男女共同参画に関し高い識見を有する者の中から町長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員及びアドバイザーの任期は、プランの策定が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席要請)

第8条 会長は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、そのつど関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、人権・男女共同参画推進課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、プランの策定をもってその効力を失う。

### 3 杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会委員名簿

(任期 令和7年(2025年)7月15日から令和8年(2026年)3月31日)

区 分	所 属 団 体 等	氏 名
男女共同参画に関し高い識見を有する者	人権擁護委員	島村 薫
	杉戸町生涯学習審議会委員	高瀬 信子
	杉戸町教育委員会委員	木村 直昭
	一般社団法人 女性相談ネット埼玉	関根 祥子
関係団体の代表者	杉戸町区長会	増田 喜好
	杉戸町民生委員児童委員協議会	大久保 佐知子
	すぎと男女共同参画推進町民スタッフ会議	宇田 千枝子
	杉戸町母子愛育会	岡崎 宏子
	杉戸町商工会	鈴木 千代子
一般公募者		谷藤 恵美
		相馬 有紀
		中村 さおり

## 4 杉戸町男女共同参画推進会議設置要綱

平成11年7月1日  
告示第86号

(設置)

第1条 杉戸町の男女共同参画を総合的、かつ、効果的に推進するため、杉戸町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画の計画策定に関する事。
- (2) 男女共同参画に係る施策の調査研究に関する事。
- (3) その他推進会議が必要と認めた事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長)

第4条 推進会議の委員長は、副町長をもって充てる。

2 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、教育長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係職員を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 推進会議の所掌事項に関する事案の検討、調整又は調査研究を行うため、推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は人権・男女共同参画推進課長の職にある者を、副幹事長は人権・男女共同参画推進課に所属する者を、幹事は別表第2に掲げる課等に所属する者をもって充てる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、人権・男女共同参画推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成17年9月16日告示第147号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年1月19日告示第9号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月16日告示第90号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日告示第35号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日告示第111号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日告示第17号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月27日告示第192号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第38号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第38号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日告示第45号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月7日告示第134号）

この告示は、平成28年7月22日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第12号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月8日告示第122号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第47号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

副町長、教育長、秘書広報課長、総合政策課長、総務課長、住民協働課長、危機管理課長、町民課長、福祉課長、子育て支援課長、高齢介護課長、健康支援課長、産業振興課長、教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、人権・男女共同参画推進課長

#### 別表第2（第6条関係）

秘書広報課、総合政策課、総務課、住民協働課、危機管理課、町民課、福祉課、子育て支援課、高齢介護課、健康支援課、産業振興課、教育総務課、学校教育課、社会教育課

## 5 関連年表

年号	国際的な動き	国の動き	県の動き
昭和 20 年 (1945 年)	○国連憲章採決	○衆院法改正（成年女子に参政権）	
昭和 21 年 (1946 年)	○国連に「婦人の地位委員会」設置	○戦後初の総選挙で女性の選挙権が行使され、女性国會議員 39 人誕生	
昭和 22 年 (1947 年)		○日本国憲法施行 ○民法改正・家制度廃止	
昭和 23 年 (1948 年)	○第 3 回国連総会で「世界人権宣言」採択		
昭和 42 年 (1967 年)	○第 22 回国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
昭和 50 年 (1975 年)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」を採択	○「婦人問題企画推進本部」、総理府婦人問題担当室を設置	
昭和 51 年 (1976 年)	○1976 年から 1985 年まで 10 年間に「国連婦人の 10 年」とする	○民法一部改正（離婚後の氏を選択自由に） ○第 1 回日本婦人問題会議（労働省）	○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事を置く
昭和 52 年 (1977 年)		○国内行動計画策定 ○国立婦人教育会館が、嵐山町に開館	○企画財政部に婦人問題企画室長を置く ○婦人問題庁内連絡会議設置 ○埼玉婦人問題会議発足
昭和 53 年 (1978 年)			○第 1 回埼玉県婦人問題協議会
昭和 54 年 (1979 年)	○第 34 回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		○県民部に婦人問題企画室長を置く
昭和 55 年 (1980 年)	○「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン）女子差別撤廃条約の署名式	○民法一部改正（配偶者の法定相続分 1/3→1/2）	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ○県民部に婦人対策課を設置 ○婦人関係行政推進会議設置
昭和 56 年 (1981 年)	○ILO 第 156 号条約の採択（ILO 総会） （男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）		
昭和 59 年 (1984 年)		○国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍…父系血統主義→父母両系主義）	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」策定
昭和 60 年 (1985 年)	○「国連婦人の十年」最終年世界会議開催（ナイロビ） 「ナイロビ将来戦略」の採択 NGO フォーラム開催	○「女子差別撤廃条約」批准 ○「男女雇用機会均等法」成立 ○「労働基準法」一部改正（昭和 61 年施行）	○ナイロビ会議 NGO フォーラムに埼玉県婦人派遣団参加
昭和 61 年 (1986 年)			○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
昭和 62 年 (1987 年)		○「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」策定	○「婦人対策課」を「婦人行政課」に名称変更
平成元年 (1989 年)		○「法例」改正（婚姻、親子関係等における男性優先規定の改正）	

年号	国際的な動き	国の動き	県の動き
平成2年 (1990年)	○「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択(国連・経済社会理事会) ○ILO第171号条約(夜業に関する)採択(ILO総会)		○「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定 ○埼玉県県民活動総合センターの開館
平成3年 (1991年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ○「育児休業法」成立(平成4年施行)	○「婦人行政課」を「女性政策課」に名称変更
平成4年 (1992年)		○初の婦人問題担当大臣設置	
平成5年 (1993年)	○世界人権会議(ウィーン) ○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	○「パートタイム労働法」成立	
平成6年 (1994年)	○ILO第175号条約(パートタイム労働に関する)採択(ILO総会) ○国際人口・開発会議開催(カイロ)	○男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置	
平成7年 (1995年)	○社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ○第4回国連世界女性会議開催(北京) 「行動綱領」「北京宣言」の採択	○「育児・介護休業法」成立(平成11年施行) ○ILO第156号条約批准(家族的責任条約)	○「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定
平成8年 (1996年)		○「男女共同参画2000年プラン」策定	○「世界みらい会議」開催 「埼玉宣言」採択
平成9年 (1997年)		○「男女雇用機会均等法」等一部改正(女子保護規定の撤廃)(平成11年施行)	
平成10年 (1998年)			○女性センター(仮称)基本計画策定
平成11年 (1999年)	○エスキャップハイレベル政府間会議(バンコク)	○「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○改正男女雇用機会均等法及び改正労働基準法、育児介護休業法が施行 ○男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	
平成12年 (2000年)	○国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	○「介護保険法」施行 ○「男女共同参画基本計画」策定 ○「ストーカー規制法」施行	○「彩の国国際フォーラム2000年」開催 ○「埼玉県男女共同参画推進条例」制定
平成13年 (2001年)		○中央省庁改革により内閣府に男女共同参画局を設置 ○女性週間(4月10日から16日)を男女共同参画週間(6月23日から29日)に変更 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行	○「女性政策課」を「男女共同参画課」に名称変更

年号	国際的な動き	国の動き	県の動き
平成 14 年 (2002 年)			○「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定 ○With You さいたま(埼玉県男女共同参画推進センター)開設
平成 15 年 (2003 年)		○「次世代育成支援対策推進法」施行	
平成 16 年 (2004 年)		○「少子化社会対策大綱」閣議決定 ○「DV防止法」一部改正(保護命令の拡大や被害者の自立支援の明確化)	
平成 17 年 (2005 年)	○第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	○「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 ○「育児・介護休業法」等の一部改正(環境の整備について所要の措置)	
平成 18 年 (2006 年)	○第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合「東京閣僚共同コミュニケ」採択	○「男女雇用機会均等法」等の一部改正(性別による差別禁止の範囲の拡大等)(平成 19 年施行)	○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平成 19 年 (2007 年)	○第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択	○「DV防止法」一部改正(保護命令制度の拡充等) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」の中間見直し、「埼玉県男女共同参画プラン」とする
平成 20 年 (2008 年)	○第 52 回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク) 「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」採択	○「パートタイム労働法」一部改正(均衡のとれた処遇の確保の促進) ○仕事と生活の調和元年	○女性キャリアセンター開設
平成 21 年 (2009 年)	○第 3 回東アジア男女共同参画担当大臣会合「ソウル閣僚共同コミュニケ」採択 ○第 53 回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク) 「H I V/エイズのケア提供を含む男女間の平等な責任分担」採択		○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)」策定
平成 22 年 (2010 年)	○第 54 回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 「紛争下における女性・児童の人質解放」「女性の経済的地位向上」等を採択	○「育児・介護休業法」一部改正(男性の育児参加の支援等) ○「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	
平成 23 年 (2011 年)	○国連のジェンダー関係の 4 機関を統合し、「UN Women」発足 ○第 4 回東アジア男女共同参画担当大臣会合「共同声明」採択		

年号	国際的な動き	国の動き	県の動き
平成 24 年 (2012 年)	○第 56 回国連婦人の地位委員会 (ニューヨーク) 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」採択	○『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』策定	○産業労働部にウーマノミクス課を設置 ○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (第 3 次)」策定
平成 25 年 (2013 年)	○第 5 回東アジア男女共同参画担当大臣会合 「北京閣僚共同コミュニケ」採択	○「ストーカー規制法」一部改正 (電子メールを送信する行為の規制等) ○「DV防止法」一部改正 (適用対象の拡大) (平成 26 年施行)	
平成 26 年 (2014 年)	○第 58 回国連婦人の地位委員会 (ニューヨーク) 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」採択 ○第 6 回東アジア家族に関する大臣フォーラム (ソウル宣言)		
平成 27 年 (2015 年)	○第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合 (ニューヨーク) 「パレスティナ女性の状況と支援」等を採用	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)」施行 ○「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	
平成 28 年 (2016 年)	○「第 60 回国連女性の地位委員会」開催 (ニューヨーク) 「紛争下における女性及び児童の人質解放」等を採用	○「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置についての指針」策定	
平成 29 年 (2017 年)	○「第 61 回国連女性の地位委員会」開催 (ニューヨーク) 「職場におけるセクシャル・ハラスメント解消決議」等を採用	○「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「ストーカー規制法」改正	○「埼玉県男女共同参画基本計画 (平成 29 年度～令和 3 年度)」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (第 4 次)」策定
平成 30 年 (2018 年)	○「第 62 回国連女性の地位委員会」開催 (ニューヨーク) 「女性の地位に関する今後の組織と作業方法」等を採用	○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	
平成 31 年/ 令和元年 (2019 年)	○「第 63 回国連女性の地位委員会」開催 (ニューヨーク) 「ジェンダー平等及び女性と女児のエンパワメントのための社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセス」を採用	○「DV防止法」一部改正 ○女性活躍推進法の一部改正 ○「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正	
令和 2 年 (2020 年)	○「第 64 回国連女性の地位委員会」開催 (ニューヨーク) 「第 4 回世界女性会議から 25 周年を迎えるに当たっての政治宣言」	○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 ○「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	

年号	国際的な動き	国の動き	県の動き
令和3年 (2021年)	○第65回国連女性の地位委員会(ニューヨーク/オンライン等)「女性の全面的・効果的な参画と意思決定、及び暴力の撤廃」採択	○「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」決定	
令和4年 (2022年)	○第66回国連女性の地位委員会(ニューヨーク)「気候変動・環境・災害リスク削減の文脈におけるジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメント」採択	○「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022(女性版骨太の方針2022)」決定	○「埼玉県男女共同参画基本計画(令和4年度～令和8年度)」策定(令和4年3月) ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」策定
令和5年 (2023年)	○第67回国連女性の地位委員会(ニューヨーク)「デジタル時代におけるイノベーションと技術変化、教育」採択	○「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023(女性版骨太の方針2023)」決定 ○DV防止法の一部改正法成立・公布(令和6年4月施行を見据えた準備)	
令和6年 (2024年)	○第68回国連女性の地位委員会(ニューヨーク)「貧困の解消、制度の強化、ジェンダー視点の財政」採択	○「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024(女性版骨太の方針2024)」決定 ○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行(令和6年4月) ○改正DV防止法施行(令和6年4月)	
令和7年 (2025年)	○第69回国連女性の地位委員会(ニューヨーク)「北京+30(第4回世界女性会議から30年)」レビュー/政治宣言採択	○「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025(女性版骨太の方針2025)」決定(令和7年6月)	

## 6 関係法令

### 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
最終改正：令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組  
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め  
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我  
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、  
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、  
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する  
ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と  
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現  
を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位  
置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社  
会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくこと  
が重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念  
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地  
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関す  
る取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を  
制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社  
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会  
を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社  
会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公  
共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女  
共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本とな  
る事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成  
を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意  
義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構  
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野  
における活動に参画する機会が確保され、もって男女  
が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享  
受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を  
形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間  
の格差を改善するため必要な範囲内において、男女の  
いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するこ  
とをいう。

##### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として  
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的  
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮  
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊  
重されることを旨として、行われなければならない。  
(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に  
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担  
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対  
して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参  
画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあること  
にかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会  
における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限  
り中立なものとするように配慮されなければならない。

##### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対  
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における  
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に  
共同して参画する機会が確保されることを旨として、  
行われなければならない。

##### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男  
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家  
族の介護その他の家庭生活における活動について家  
族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活  
動以外の活動を行うことができるようにすることを  
旨として、行われなければならない。

##### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に  
おける取組と密接な関係を有していることにかんが  
み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行  
われなければならない。

##### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参  
画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」  
という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促  
進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）  
を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共  
同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施  
策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応

じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社

会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたも

のとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）  
抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

附 則（令和七年六月二十七日法律第八十号）

（施行期日）

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 埼玉県男女共同参画推進条例

平成 12 年 3 月 24 日埼玉県条例第 12 号  
平成 12 年 4 月 1 日 施行

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある 21 世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

## (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益

を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

## (基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

## (県の責務)

第 4 条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

- 3 県は、第 1 項に規定する施策を総合的に企画し、調

整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特徴を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取

組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
    - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
  - 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
  - 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。  
(苦情の処理)
- 第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」とい

う。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年法律第31号

最終改正：令和7年12月10日法律第84号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等  
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等  
(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、

関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の

開陳その他必要な協力を求めることができる。  
(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執

行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶

者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しく

はその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がそ

の同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送

信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる

地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地  
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地  
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときであっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期

日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託

裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
  - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、

速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長

に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。  
(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する

必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文

前条の規定による措置を開始した

裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第百十二条第一項ただし書  
前条の規定による措置を開始した  
当該掲示を始めた  
第百十三条  
書類又は電磁的記録  
書類  
記載又は記録  
記載  
第百十一条の規定による措置を開始した  
裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつで  
も送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判  
所の掲示場への掲示を始めた  
第百三十三条の三第一項  
記載され、又は記録された書面又は電磁的記録  
記載された書面  
当該書面又は電磁的記録  
当該書面  
又は電磁的記録その他これに類する書面又は電  
磁的記録  
その他これに類する書面  
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第  
二項  
方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理  
組織を使用する方法  
方法  
第百六十条第一項  
最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書  
(期日又は期日外における手続の方式、内容及  
び経過等の記録及び公証をするためにこの法  
律その他の法令の規定により裁判所書記官が  
作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)  
調書  
第百六十条第三項  
前項の規定によりファイルに記録された電子調  
書の内容に  
調書の記載について  
第百六十条第四項  
第二項の規定によりファイルに記録された電子  
調書  
調書  
当該電子調書  
当該調書  
第百六十条の二第一項  
前条第二項の規定によりファイルに記録された  
電子調書の内容  
調書の記載  
第百六十条の二第二項  
その旨をファイルに記録して

調書を作成して  
第二百五条第三項  
事項又は前項の規定によりファイルに記録され  
た事項若しくは同項の記録媒体に記録された  
事項  
事項  
第二百五条第四項  
事項又は第二項の規定によりファイルに記録さ  
れた事項若しくは同項の記録媒体に記録され  
た事項  
事項  
第二百三十一条の三第二項  
若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電  
子情報処理組織を使用する  
又は送付する  
第二百六十一条第四項  
電子調書  
調書  
記録しなければ  
記載しなければ  
(最高裁判所規則)  
第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護  
命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁  
判所規則で定める。  
第五章 雑則  
(職務関係者による配慮等)  
第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の  
保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次  
項において「職務関係者」という。)は、その職  
務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その  
置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、  
障害の有無等を問わずその人権を尊重すると  
ともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分  
な配慮をしなければならない。  
2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、  
被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関  
する理解を深めるために必要な研修及び啓発  
を行うものとする。  
(教育及び啓発)  
第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者から  
の暴力の防止に関する国民の理解を深めるた  
めの教育及び啓発に努めるものとする。  
(調査研究の推進等)  
第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者から  
の暴力の防止及び被害者の保護に資するため、  
加害者の更生のための指導の方法、被害者の心  
身の健康を回復させるための方法等に関する  
調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人

材の養成及び資質の向上に努めるものとする。  
 (民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある

相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘

禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件につ

いては、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定  
公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号)  
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日  
(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)  
抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号)  
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用す

る」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)  
抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第

二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和七年一二月一〇日法律第八四号)  
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号  
最終改正：令和 7 年 6 月 11 日法律第 63 号

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について

家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必

## 要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である

中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同

法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
  - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
  - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
  - 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
  - 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表  
 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関

- する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
  - 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
  - 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。  
 (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置  
 (職業指導等の措置等)
- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に

適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効

果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若

しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質

問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必

要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十二年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条

中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和七年六月一日法律第六三号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定（「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに

附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の改正規定（「昭和四十一年法律第百三十二号」）の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。） 令和八年四月一日

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条の二 政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号  
令和6年4月1日 施行

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

### (基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援

のために必要な施策を講ずる責務を有する。

### (関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

### (緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等  
(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項

に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援

センターに関し必要な事項は、政令で定める。  
(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を

同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることが

できる。

- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
  - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
  - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

### 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日

（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

## 7 用語の解説

<あ行>

### ◆エンパワーメント

[P. 4]

力をつけることをいいます。この場合には、女性の可能性を十分に開花させ、多様な選択を可能にすることをいいます。

<か行>

### ◆家族経営協定

[P. 41]

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営における家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯における家族相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

### ◆固定的な性別役割分担意識

[P. 3、P. 12、P. 13、P. 24、P. 29-32、P. 43]

一般的に「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性をはじめからその役割が異なり、それぞれにあった生き方があらかじめ決まっているという考え方をいいます。

<さ行>

### ◆ジェンダー

[P. 4、P. 42、P. 43]

本来の生物学的性別（セックス）ではなく、「女らしさ、男らしさ」というように、社会的・文化的に女（男）はこうあるべきものとされた性差のことをいいます。

### ◆持続可能な開発のための2030アジェンダ/持続可能な開発目標

[P. 4]

平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）の後継として平成27年（2015年）9月に国連で採択された、2016年から2030年まで

の国際目標です。

MDGsの残された課題や新たに顕在化した課題に対応するように、新たに17のゴール、169のターゲットからなる持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）が設けられており、ゴール5ではジェンダー平等の達成とすべての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられています。

### ◆性自認

[P. 3、P. 5、P. 29、P. 32]

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念のことをいいます。

### ◆性的指向

[P. 3、P. 5、P. 29、P. 32]

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のことをいいます。

### ◆セクシュアル・ハラスメント

[P. 40、P. 42、P. 49]

主に職場や学校等において行われる「性的嫌がらせ」のことをいいます。相手の意思に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって、仕事をしたり、学校生活を送る上で、一定の不利益を与えたり（対価型）、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させる（環境型）ことをいいます。

<た行>

### ◆ドメスティック・バイオレンス（DV）

[P. 3、P. 17、P. 25、P. 46、P. 47、P. 49]

夫や恋人など親密な関係にある、又はあったパートナーから受ける暴力のことをいいます。多くの場合、女性が被害者となっています。暴力は、身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など様々な形で存在します。

<は行>

◆ポジティブ・アクション

[P. 40]

長い間の性差別や不平等などが積み重なり、単に差別を禁止しただけでは実質的な男女平等の達成が難しいことから、積極的な是正措置あるいは優遇施策をとることをいいます。

<ま行>

◆見える化

[P. 15、P. 41]

関連する情報やデータを公開することにより、各主体の気付きを促し、問題意識を高め、自ら改善する努力を促進する取組のことをいいます。

<や行>

◆ヤングケアラー

[P. 44]

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことです。

◆ユニバーサルデザイン

[P. 48]

文化・言語・国籍の違いや、年齢や性別の違い、障がいの有無にかかわらず、だれもが使いやすいと感じるデザインのことをいいます。

<ら行>

◆リベンジポルノ

[P. 3]

元交際相手の性的な写真等を撮影対象者の同意なくインターネット上に公開することなどをいいます。

<わ行>

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

[P. 22、P. 35、P. 40]

「仕事」と子育てや地域活動など「仕事以外の活動」を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすることをいいます。や

りがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、生産性・業績を上げる効果があるといわれています。

<英数字>

◆L字カーブ

[P. 3]

日本の女性の年齢階層別正規雇用率が20代後半をピークに、その後は右肩下がりに低下していく現象を指します。正規雇用比率のグラフが、アルファベットの「L」を時計回りに90度ほど寝かせた形に見えることから命名されました。

◆M字カーブ

[P. 3、P. 11]

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットの「M」のような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

◆SOG I

[P. 3]

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった言葉で、性的指向（好きになる性）と性自認（心の性）を指します。これは性的マイノリティに限らず、すべての人に当てはまる概念です。

◆8050問題

[P. 44]

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のことをいいます。

# すぎと男女共同参画プラン（第6次）

～自分らしさを認め合い、一人ひとりが輝けるまち～

令和8年3月

発行 / 杉戸町

編集 / 杉戸町人権・男女共同参画推進課

〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2-9-29

電話0480-33-1111（代表）







杉戸町マスコットキャラクター  
「すぎびよん」



リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。